

砥 部 町 議 会  
平 成 27 年 第 1 回 定 例 会  
会 議 録

平成 27 年第 1 回砥部町議会定例会（第 1 日） 会議録

招集年月日	平成 27 年 2 月 24 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 27 年 2 月 24 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 西岡利昌 10 番 山口元之 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 11 番 西村良彰 14 番 中島博志	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 佐川 秀紀 教育長 武智 省三 広田支所長 佐伯 修二 戸籍税務課長 岡田 洋志 介護福祉課長 門田 伸介 産業振興課長 萬代 喜正 国体推進課長 西松 伸一 学校教育課長 坪内 孝志	副町長 総務課長 企画財政課長 保険健康課長 建設課長 生活環境課長 会計管理者 社会教育課長	上田 文雄 重松 邦和 大江 章吾 相原 清志 白形 敏明 柿本 正 大野 哲郎 前田 正則
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 丸本 正和 庶務係長 中山 晃志		
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。		
議員の指名	2 番 古川 孝之 3 番 菊池 伸二		
傍聴者	2 人		

平成 27 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 施政方針

日程第 6 議案第 1 号 砥部町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の  
制定について

日程第 7 議案第 2 号 砥部町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の  
制定について

日程第 8 議案第 3 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う関係  
条例の整備に関する条例の制定について

日程第 9 議案第 4 号 砥部町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を  
定める条例の制定について

日程第 10 議案第 5 号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の制定について

日程第 11 議案第 6 号 砥部町行政手続条例の一部改正について

日程第 12 議案第 7 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

日程第 13 議案第 8 号 砥部町地域審議会条例の一部改正について

- 日程第 14 議案第 9 号 砥部町手数料条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 10 号 砥部町立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例の一部改正  
について
- 日程第 16 議案第 11 号 砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の  
一部改正について
- 日程第 17 議案第 12 号 砥部町保育所条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 13 号 砥部町広田保育所条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 14 号 砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 15 号 砥部町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 16 号 砥部町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 17 号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び  
運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 18 号 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備  
及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護  
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例  
の一部改正について
- 日程第 24 議案第 19 号 砥部町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第 20 号 砥部町農業集落排水施設条例の一部改正について
- 日程第 26 議案第 21 号 平成 26 年度砥部町一般会計補正予算(第 6 号)
- 日程第 27 議案第 22 号 平成 26 年度砥部町とべの館特別会計補正予算(第 1 号)

- 日程第 28 議案第 23 号 平成 27 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 29 議案第 24 号 平成 27 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 25 号 平成 27 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 31 議案第 26 号 平成 27 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 27 号 平成 27 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 33 議案第 28 号 平成 27 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 34 議案第 29 号 平成 27 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 35 議案第 30 号 平成 27 年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第 36 議案第 31 号 平成 27 年度砥部町公共下水道事業会計予算
- 日程第 37 議案第 32 号 平成 27 年度砥部町水道事業会計予算

・散 会

平成 27 年第 1 回砥部町議会定例会

平成 27 年 2 月 24 日 (火)

午前 9 時 30 分開会

○議長(平岡文男) ただいまから、平成 27 年第 1 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集のご挨拶があります。佐川町長。

○町長(佐川秀紀) 改めまして、おはようございます。平成 27 年第 1 回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様には、公私何かとお忙しい中ご出席を賜り、町政運営に関する重要案件につきましてご審議賜りますことに対しまして、心からお礼申し上げます。今年の冬は、元旦から雪が舞い、一段と寒さも厳しかったように感じます。しかし、この寒さも明日から椿まつりが始まりますので、やっと和らいでいくのではないのでしょうか。また、町内では恒例の七折梅まつりが 20 日から始まっており、今年は 25 周年記念ということで、プレゼント企画も実施されているようです。ぜひ、たくさんの方々にお越しをいただき、梅香る砥部の里を満喫していただきたいと思えます。さて、昨年末に突然行われました衆議院議員総選挙では、与党の大勝により、第 3 次安倍政権が発足いたしました。今国会の施政方針演説で、安倍首相は経済再生や社会保障改革、地方創生、外交・安全保障の立て直しなど、戦後以来の大改革に取り組むと決意を表明されました。地方創生におきましては、熱意ある地方の創意工夫を全力で応援し、地方の努力が報われる、地方目線の行財政改革を進めると述べられました。平成 27 年度政府予算案におきましても、回復の遅れる地方経済の活性化や少子化対策に重点が置かれ、地方創生に関連する予算は、先行的支援として措置された 26 年度補正予算も合わせますと 3 兆円を超えております。このような国の対応に本町といたしましても、砥部町の地方版総合戦略の策定に取り組むなど、遅延なく適切な対応を図ってまいりたいと考えております。また、安倍政権には、地方への多様な支援と切れ目のない政策に期待するとともに、衆院戦圧勝により強固となった政策基盤を生かし、多くの政策課題から具体的な成果を挙げていただき、景気回復の風が全国津々浦々まで感じられる元気な日本の復活を期待したいところでございます。それでは、平成 27 年度の当初予算の編成でございますが、一般会計では、広く良質な行政サービスが行き届くこと、そして、どの地域においてもより高い水準の行政サービスが受けられることを基本に、住民との協働による成熟したまちづくりという視点をもって予算を編成いたしました。結果総額 75 億 3,704 万 4 千円と、前年度を 1 億 3 千万円上回る大型予算となりました。このため、財政調整基金等 5 億円を取り崩すとともに、臨時財政対策債 3 億円の発行を予定しております。また、特別会計及び企業会計の合計は、69 億 3,997 万 6 千円となっております。次に 3 月補正でございますが、一般会計につきましては、2 億 5,025 万 6 千円の増額、特別会計につきましては、906 万 3 千円の増額となっております。次に本定例会に提案いたします案件で

ございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条例制定が3件、子ども子育て関連3法の施行に伴う条例制定が2件ございます。その他、条例改正が15件、補正予算が2件、当初予算が10件、人権擁護委員の諮問が2件となっております。詳細につきましては、議案審議の場でご説明申し上げますので、ご議決賜りますようお願いを申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

○議長（平岡文男） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平岡文男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番古川孝之君、3番菊池伸二君を指名いたします。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（平岡文男） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る2月17日の開催の議会運営委員会において、本日から3月18日までの23日間としております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月18日までの23日間に決定をいたしました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（平岡文男） 日程第3 諸般の報告を行います。まず地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告をいたします。次に、本日まで受理しました請願、陳情は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしました。委員会の審査報告は、3月18日の本会議においてお願いをいたします。次に、去る2月6日に開催されました第66回全国町村議会議長会定期総会におきまして、西村良彰君、井上洋一君、土居英昭君の3名が15年以上在職し、功労のあった議員として、全国町村議会議長会により表彰されましたので、ご報告申し上げます。受賞された皆様、誠にありがとうございました。次に2月に開催を予定していた議会報告会については、諸事情により、開催を見送りましたのでご報告をいたします。以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

### 日程第4 行政報告

○議長（平岡文男） 日程第4行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 平成26年12月議会以降の行政報告をいたします。お手元にお配りしております行政報告1ページをご覧ください。総務課の関係でございますが、1月24日文化会館で砥部町合併10周年記念式典を開催いたしました。約650人の来場をいただきました。合併記念イベントとして、砥部町出身の映画監督大森研一さんの作品、瀬戸内海賊物語を上映いたしました。人事関係でございますが、(1)平成27年度の職員採用試験の結果でございます。4月からの新規採用職員は、12人を予定しております。職種、申込者数、受験者数につきましては、ご覧のとおりでございますが、採用内定人員でございますが、一般事務上級が2人、一般事務初級スポーツ枠が1人、保育士・幼稚園教諭中級が5人、土木技術初級が4人でございます。(2)1月28日、特別職等報酬審議会が開催され、議員報酬及び町長、副町長の給与について、据え置くとの答申が町長に提出されました。危機管理関係でございますが、(1)12月24日、南海トラフ巨大地震を想定した県・市町災害対策本部合同運営訓練が開催され、本町は役場に災害対策本部を設置し、ブラインド方式により、災害対策本部運営図上訓練を実施いたしました。参加者につきましては、ご覧のとおりでございます。(2)年末の特別警戒でございますが、12月26日から30日まで、延べ516人の消防団員が火災予防のため夜間の特別警戒を実施いたしました。(3)1月10日、陶街道ゆとり公園グラウンドで消防出初式を行いました。小隊規律、少年消防クラブ規律、はしご操法、応用ポンプ操法などを披露いたしました。功績のあった個人、団体に対し、表彰状の授与、感謝状の贈呈を行いました。参加者につきましては、ご覧のとおりでございます。2ページをご覧ください。選挙管理委員会の関係でございますが、12月14日、第47回衆議院議員総選挙、それから第23回最高裁判所裁判官国民審査が行われました。投票結果等は、ご覧のとおりでございます。

企画財政課の関係でございますが、平成26年12月1日から平成27年2月2日までの落札の状況でございます。設計金額の総額が9,760万6千円、落札総額が8,660万6千円、落札率が88.7%でございます。建設工事が11件、委託業務が3件、物品購入が1件でございます。内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。

介護福祉課の関係でございますが、(1)臨時福祉給付金の関係でございます。昨年4月の消費税増税による低所得者への負担の影響に配慮し、暫定的・臨時的な措置として対象者1人につき1万円を支給しました。一部の受給者につきましては、5千円の加算がございました。申請期間が7月1日から12月2日、申請者数3,916人、支給決定者数3,879人、給付総額5,025万5千円でございます。(2)子育て世帯臨時特例給付金でございますが、同じく昨年4月の消費税増税による子育て世帯の負担を減らし、消費の下支えを図るため、対象児童1人につき1万円を支給しました。申請期間が6月2日から10月2日まで、申請児童数が2,852人、支給決定児童数2,429人、給付総額が2,429



万円でございます。3ページをご覧ください。建設課の関係でございますが、(1)の①生活道路八倉竹ノ下線道路改良工事でございます。3月下旬の完成予定でございます。

(2)の①多居谷奥組地区がけ崩れ防災対策工事でございますが、2月25日の完成予定でございます。(3)の①町営住宅川下団地外部補修工事でございますが、2月20日現在の進捗率は70%でございます。②後継者住宅平団地外部補修工事でございますが、1月16日に完成しております。

続きまして産業振興課の関係でございますが、東京松屋銀座店砥部焼祭りでございます。関東の砥部焼ファンに定着し、好評を得ている松屋銀座店砥部焼祭りが30回の節目を迎えました。1月21日から26日までの開催期間中、30回記念の抽選会や、伊予柑の配布を実施するとともに、松山市、東温市、砥部町の3市町のパンフレットを配布し、観光PRと砥部焼のイメージアップに努めました。

続きまして生活環境課、公共下水道の関係、平成26年度分の面整備でございます。①の南ヶ丘区と②の麻生区、それから④の高尾田区につきまして完成をしました。③原町区が2月末完成予定でございます。同じく⑤の八倉区につきましても、2月末の完成予定でございます。

続きまして水道事業関係、これは砥部町上水道第8次拡張事業の関係でございますが、平成25年度からの繰越分が第3水源改修工事、井戸の洗浄、スクリーン設置でございますが、2月末完成予定でございます。4ページをご覧ください。同じく上水道第8次拡張事業の平成26年度分でございます。第4水源送水用貯水槽及び電気室の築造工事でございます。2月末の完成予定でございます。

社会教育課の関係でございますが、(1)12月20日、文化会館で第10回砥部町人権の町づくり集会を開催し、約600人の参加がありました。麻生保育所の子どもたちによる人権劇、それから愛育幼稚園による実践報告、それから北朝鮮の拉致被害者蓮池薫さんによる記念講演を行いました。(2)1月11日、文化会館で平成27年成人式を行い、新成人157人が出席いたしました。(3)1月24日、陶街道ゆとり公園外周道路を使い、第4回砥部町ジュニア駅伝大会を実施いたしました。駅伝の部に小・中学生の男女合わせて52チーム260人が参加し、マラソンの部に138人の児童・生徒が参加いたしました。以上で行政報告を終わります。

○議長(平岡文男) 以上で、行政報告を終わります。



## 日程第5 施政方針

○議長(平岡文男) 日程第5施政方針についてを議題といたします。平成27年度の施政方針について、説明を求めます。佐川町長。

○町長(佐川秀紀) それでは、本定例会にあたり、平成27年度の町政運営の基本的な考えを申し述べ、砥部町議会をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存

じます。町長就任から任期折り返しの3年目を迎えました。町長に就任以来、町民主役のまちづくりを政治理念として、安全、安心で快適に暮らせるまちづくり、一次産業、地場産業の育成、スポーツ・文化の振興と青少年の健全育成、自助・共助・公助の福祉の充実、行財政改革、下水道の普及推進、飲料水の安定確保、ごみの減量化などの課題解決の5つの公約の実現を目指して邁進してまいりました。町長就任3年目となる平成27年度は、5つの公約の実現に向けた取り組みを一段と加速させるとともに、初心を忘れることなく、町民の生活視点に立った身近な課題への取り組みを一步一步確実に進め、町民の皆様が幸せを感じ、心優しく笑顔で過ごすことができるまちづくりに、全身全霊を傾けて取り組んでまいりますので、議員の皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。それでは、平成27年度の施政方針に掲げる重点施策の概要について、担当部署ごとにご説明を申し上げます。総務課関係でございますが、まず職員のやる気を高め、積極的なチャレンジ精神を養成するための新たな人事評価制度を平成28年度から導入するため、今年度は全職員を対象に研修を行います。広報広聴では、住民の意見を幅広く聞くため、昨年引き続き地区懇談会を開催します。危機管理では、南海トラフ巨大地震や台風、豪雨による自然災害に備えるため、総合防災訓練、防災講習会等を実施し、地域の防災力の向上に努めるとともに、災害時における情報通信網の整備を行います。次に企画財政課関係でございますが、現在、県下でもトップクラスの健全財政を維持していますが、引き続き健全な行財政の運営に努めるとともに、平成29年度の決算から作成が要請されている新しい公会計の対応を始めます。人口減少、少子高齢化の進展に対応し、住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある町を維持するため、国・県の総合戦略を勘案し、砥部町の地方版総合戦略を策定します。さらに、人口減少が著しい広田地域の将来像を描くため、県との協働による住民集会を開催します。また、地域公共交通においても、広田地域において先行的に事業を実施するため、広田地域におけるデマンドタクシー事業の制度設計を行います。まちづくりは、人づくりからとよく言われますが、国際的な視野を広げ、豊かな国際感覚に身に付けながら、活力あるまちづくりに貢献できる人材を育成するため、中学生を海外に派遣します。また、町内における個人消費を喚起し、地域経済の活性化を図るため、プレミアム付き商品券を発行します。また、次に戸籍税務課関係でございますが、平成27年度から固定資産の評価方法に路線価方式を導入し、より適正な課税を行います。また、相続放棄等により、相続人不存在となっている固定資産税の滞納を解消するため、相続財産管理人を選任し、不動産の公売を実施します。次に介護福祉課関係でございますが、子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の実業に応じた子育て支援に取り組むとともに、子育て親子が交流できる環境や相談支援機能の一層の充実を図ります。また、地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会を支援し、地域に密着した福祉サービスの充実とさらなる地域福祉の向上を図るとともに、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続け、自立した日常生活を送ることができるよう、様々な支援事業を展開します。次に保

除健康課関係でございますが、子育て世代の負担軽減を図るため、子どもに対する医療費の助成対象を、中学生の通院まで拡大し、ゼロ歳児から中学校を卒業するまでの医療費を無料にします。また、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊婦一般健康診査における超音波検診の補助回数を2回から4回に増やします。次に建設課関係でございますが、昨年7月道路法改正に伴い、橋やトンネル等の点検が義務化されたことから、延長2 m以上の橋の目視点検、長寿命化修繕計画の策定及び主要道路の路面点検を行うとともに、今年度は宮内の幸田橋と八倉の矢取橋の修繕を行います。また、老朽化し、地震等による倒壊で緊急避難路等をふさぐ恐れのある空き家等について、撤去費用の一部を補助します。次に産業振興課関係でございますが、農業の振興では、優良品種の苗木購入に対する補助対象の充実や農産物の品質向上を目的とするマルチ栽培の推進を行うとともに、キャベツ栽培や自然薯の生産販売の促進に努め、市場競争力の高い産地づくりに取り組みます。さらに、担い手となる青年層の認定新規就農者に対する助成を充実し、新規就農者の確保を図るとともに、地域農業の中心となるべき認定農業者などに対し、一般農家との差別化を図った施策を実施します。砥部焼の振興では、砥部焼の活性化を目指し、関係団体が実施するブランド力向上、原料確保対策、新商品開発等に関する事業を積極的に支援します。また、県が推進している愛媛まるごと自転車道を活用したサイクリング関係事業を進めるほか、引き続き中予地域が連携し、魅力ある広域観光ルートづくりに努めます。次に生活環境課関係でございますが、町内のごみや生活排水を適正処理するための基本的事項を定める一般廃棄物処理基本計画を策定します。また、汲取り又は単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、転換に対する補助単価の上乗せを行うとともに、公共下水道全体計画区域内の都市計画区域外の新築に対して、新たに補助を行い、定住促進を図ります。上水道事業では、第8次拡張事業として、第2、第3水源地から第4水源地への導水管、第4水源地内の場内配管及び川井ポンプ場のポンプ整備を行い、安心して安全な水道水の安定供給に努めます。次に学校教育課関係でございますが、安全管理対策として、学校規模に応じてAEDを増加配備し、緊急時の児童生徒への対応を強化します。児童生徒の健康管理として、いじめ、不登校、虐待及び貧困などの問題に対し、スクールカウンセラー等による相談業務を実施するとともに、学校とは別の視点で、児童生徒並びに家庭と直接関わるスクールソーシャルワーカーを新たに配置し、不安や孤立化の解消に努め、心の健康支援を推進します。現在、砥部地区3小学校と玉谷小、広田小学校区で実施している放課後児童クラブの対象を全学年に拡充し、子ども・子育てを支援します。また、保育所の開所時間を19時まで延長するとともに、土曜日の午後保育に取り組み、働く保護者を支援します。老朽化に伴う学校給食センターの改築については、平成29年度の稼働に向けて、建設用地の購入と造成工事、建物の設計等を実施します。広田地区の小学校について、国から、公立小・中学校の適正規模・適正配置等が示されたことに伴い、統廃合を含め検討してまいりたいと考えております。次に社会教育課関係でございますが、家庭教育に

おける学習や相談のできる場を提供する家庭教育支援を実施し、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指します。社会体育の振興では、スポーツやレクリエーション活動の拠点である陶街道ゆとり公園内に武道場を新築します。文化振興につきましては、文化会館や真民記念館などを活用し、優れた芸術、文化との出会いの機会を積極的に提供するとともに、地域における住民の文化活動の振興に努めます。今年度は、砥部町をテーマにした砥部町を描く絵画展を開催します。最後に国体推進関係でございますが、実行委員会を中心に、関係機関・団体と連携を図りながら準備を進めるとともに、町内での国体の周知やバドミントン競技の振興など機運の醸成に努めます。以上平成27年度の施政方針に掲げる重点施策の概要について申し述べました。なお、詳細につきましては、予算の審議の場でご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。冒頭にも申し上げましたが、町長就任から任期の折り返しを迎え、公約に掲げた事項について、一定の成果をださなければならない年であると考えております。山積する課題に正面からしっかり向き合うとともに、職員一丸となり、知恵を出し合い、工夫を凝らして取り組んでまいりますので、議員の皆様、町民の皆様のご支援ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。以上で施政方針演説を終わらせていただきます。

~~~~~

日程第6 議案第1号 砥部町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

日程第7 議案第2号 砥部町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について

日程第8 議案第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(説明、質疑)

○議長（平岡文男） 日程第6議案第1号から日程第8議案第3号までの条例の制定3件を一括議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 議案の説明をする前に、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正につきまして、簡単に改正の趣旨及び内容を説明させていただきます。まず改正の主旨は教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度、すなわち、現在の教育委員会制度ですが、の改革を行うものです。次に改正の内容をご説明いたします。議案概要の3ページをご覧ください。下段の枠内です。まず、教育行政の責任の明確化です。教育委員長の職を廃止し、教育委員でない新教育長を議会の同意を得て、首長が任命することになります。新教育長の任期は、現在4年ですが、3年になります。

常勤の特別職となります。ただし、経過措置として平成27年4月1日において在任する教育長は教育委員としての任期満了、現教育長は平成29年2月16日です。または、自ら退任するまでの間について、従来例により在職する。次に総合教育会議の設置、大綱の策定でございます。これは平成27年度からの実施になります。首長は首長と教育委員会により構成する総合教育会議を設置し、大綱の策定、教育等の振興を図るための重点施策、児童等の生命又は身体に関する緊急の場合に講ずべき措置について、協議することになります。それでは、議案の説明をいたします。議案第1号をご覧ください。議案第1号砥部町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について。砥部町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を次のように定める。平成27年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、特別職となる新教育長の職務専念義務の免除について定めるため、提案するものです。第2条で、職務に専念する義務の免除について定めています。1号、研修を受ける場合。2号、厚生に関する計画の実施に参加する場合。3号、前2号に定める場合を除くほか、教育委員会が定める場合と定めています。附則、この条例は、平成27年4月1日において現に在職する教育長が欠けた日又は平成29年2月17日のいずれか早い日から施行する。

次に議案第2号をご覧ください。議案第2号砥部町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について。砥部町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を次のように定める。平成27年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の勤務時間その他の勤務条件について定めるため、提案するものです。第2条、勤務時間等について。教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般職の職員の例による。附則、この条例は、平成27年4月1日において現に在職する教育長が欠けた日又は平成29年2月17日のいずれか早い日から施行する。

次に議案第3号をご覧ください。議案第3号地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。平成27年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。第1条、砥部町公告式条例の一部改正でございます。別紙議案資料1、新旧対照表をご覧ください。現行5条中の引用条文の繰り下げによる該当箇所を改正するものです。2ページ資料2をご覧ください。第2条、砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。新教育長が町長、副町長同様特別職となることから、重複給与の禁止に教育長を加えるとともに、教育委員長職の廃止に伴い、新教育長を削除するものです。3ページ資料3をご覧ください。第3条、砥部町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正です。総合教育会議に呼ぶことのできる意見聴視者の実費用について規定するため、現行趣旨を改正案のとおり改正するものです。4ページ資料4をご覧ください。第4条で砥部

町特別職報酬等審議会条例の一部改正でございます。新教育長が町長、副町長同様の特別職となることから、報酬額を審議するため教育長を加えるものです。5ページ資料5をご覧ください。第5条、砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。新教育長が町長、副町長同様、特別職となることから、現行目的及び適用範囲に教育長を加えるものでございます。議案2ページにお戻りください。第6条、砥部町教育長の給与、勤務時間その他の勤務時間に関する条例の廃止でございます。新教育長が特別職の常勤職員となることから条例を廃止するものです。附則、この条例中第1条及び第3条の規定は平成27年4月1日から、その他の規定は同日において現に在職する教育長が欠けた日又は平成29年2月17日のいずれか早い日から施行する。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。井上議員。

○12番（井上洋一） 今、課長の方から提案がありましたが、これは簡単に言えば教育委員会制度が改正されたことのメリットとデメリットは、大きく分けてどんなことでしょうか。簡単でいいです。

○議長（平岡文男） 坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 井上議員さんの説明にお答えします。この改正に伴うメリットデメリットということですが、冒頭に申し上げましたが、改正の主旨というところで、まず、改正の内容の方で、教育委員長の職を廃止、教育委員じゃない新教育長を議会の同意を得て首長が任命するということ、今まで教育長、それから教育委員長ということで、2つの職がございました。どちらがその責任者かというような不明確な部分もありまして、それをはっきりすると、それが責任の明確化というところでございます。それから、迅速な危機管理関係の構築、首長との連携強化という説明をいたしました。これは、最近いじめとかありますが、それに対する教育委員会だけでなく、首長との連携の対応をもって迅速に対応するという、そういうところがございます。それから、もう1つ、地方に対する国の関与の見直しを図るためということがありました。今申しました、いじめに対してもその教育委員会だけでなく、国にもそういう事態、事件に関して国の関与も一定分を図るというようところが、大きいところがございます。それから、もう1つ、総合教育会議、首長が、教育委員会は独立した機関でございましたが、首長と教育委員会により構成する総合教育会議と、そういうところで、大綱、教育との振興を図る重点施策、それから予算等についても協議するという場を設けることになっております。以上のところがメリット、改正の主なところでございます。以上で説明を終わります。

○議長（平岡文男） 他に質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑を終わります。

~~~~~

日程第9 議案第4号 砥部町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について

(説明、質疑)

○議長(平岡文男) 日程第9議案第4号砥部町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。坪内学校教育課長。

○学校教育課長(坪内孝志) 議案第4号砥部町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について。砥部町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を次のように定める。平成27年2月24日、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用者負担額を町が定めるため、提案するものです。第2条、利用者負担額について。子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として、規則で定めるものです。これは、町内外を問わず新制度へ移行する私立保育所を除く全ての公立保育所、公私立幼稚園、認定こども園が該当します。2項で、子ども・子育て支援法、附則第6条第4項に規定する額は、規則で定める。これは、私立の保育所が該当をいたします。第3条、利用者負担額の減免。町長は特別な事情があると認めるときは、利用者負担額を減額し又は免除することができる。第4条、委任。この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(平岡文男) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(平岡文男) 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第10 議案第5号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

(説明、質疑)

○議長(平岡文男) 日程第10議案第5号砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。坪内学校教育課長。

○学校教育課長(坪内孝志) 議案第5号砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。平成27年2月24日提出、砥部

町長佐川秀紀。6ページの提案理由をご覧ください。児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブのことで、の設備及び運営に関する基準を定めるため、提案するものです。すでに放課後児童クラブにつきましては、砥部町放課後児童健全育成事業条例に基づき実施していますが、児童福祉法の改正に伴い制定が義務付けされたものです。1ページをご覧ください。第2条で、最低基準の目的として、児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保証するものとする。2ページをご覧ください。下の方になります。第9条、設備の基準として、2項、専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.6平方メートル以上であること。それから3ページ、第10条、職員で、2項、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とすること。それから3項1号で、保育士の資格を有する者。2号、社会福祉士の資格を有する者がありますが、支援員の資格につきましては、6ページ附則2項に出ています。支援員には5年間の研修終了猶予の経過措置が設けられています。次に4ページ、4項をご覧ください。第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とすることとなっています。次に5ページ、第18条で、開所時間及び日数が定められています。1号、小学校の授業の休業日は1日につき8時間。2号、小学校の授業の休業日以外は1日につき3時間。2項で1年につき250日以上を原則とすることとしています。6ページ附則をご覧ください。この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

~~~~~  
日程第11 議案第6号 砥部町行政手続条例の一部改正について  
(説明、質疑)

○議長（平岡文男） 日程第11 議案第6号砥部町行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） 議案第6号砥部町行政手続条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしましては、3ページをお願いいたします。この条例は、行政手続法の規定の趣旨に則り制定していることから、平成27年4月1日に施行される改正行政手続法の改正内容を参酌し、共通する項目について所要の



改正を行うため、提案するものでございます。それでは、内容につきまして説明をいたします。議案第6号資料1の新旧対照表をご覧ください。まず、1ページをお願いいたします。目次を現行の第4章行政指導第30条から第34条、これを第4章行政指導第30条から第34条の2と、第4章の2処分等の求め第34条の3に改めます。次に第2条の第5号中でございますが、名あて人のあて、これを漢字の宛に改めます。これにつきましては、以下で全部で14カ所の改正がございます。次に2ページをお願いいたします。第3条中第4章を第4章の2に改めます。また、同条第8号中、かかわるを漢字の関わるに改めます。次に6ページをお願いいたします。第33条第3項を第4項とします。そして、第2項中前項を前2項に改め、第2項を第3項といたします。そして、第33条第1項の次に、5ページにお戻りいただけますか、5ページの下にございます、第33条第2項といたしまして、行政指導する際に、その根拠等を明示することを義務付けする制度を規定した項目を新たに加えます。次に6ページをお願いいたします。第34条の次に第34の2として行政指導を受けた者が行政指導の中止等を求めることができる制度を規定した条文を新たに加えます。次に7ページをお願いいたします。新たに第4章の2、第34条の3として、法令違反を知ったもの、誰もが処分等を求めることができる制度を規定した条文を加えます。それでは、議案の3ページにお戻りください。附則の第1項といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するとしております。次に第2項として、この条例の改正に伴い、砥部町税条例の一部改正を行います。資料の9ページの方をお開きください。最後のページになります。議案第6号資料2のとおり、第4条第2項中第33条第3項を第33条第4項に、第33条第2項を第33条第3項に改めるものでございます。以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。三谷議員。

○16番（三谷喜好） 無学なものでございまして教えていただきたいと思うんですが、この提案理由の中に、改正内容を参酌しと書いてあります。晩酌ちゅうのは聞いたことがございますが、初めて参酌という言葉に接しました。無学なもんでございますので、懇切丁寧に教えていただいたらと思います。

○議長（平岡文男） 重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） 三谷議員さんのご質問にお答えします。行政手続条例を参酌しということですが、この条例を参考にして、この条文に則ったように砥部町行政手続条例を改正するというものでございます。全文同じようにというような内容にご理解いただいたらと思います。以上でございます。

○議長（平岡文男） 三谷議員。

○16番（三谷喜好） それなら最初からね、参考にと書いてくれれば、わかりやすいし、あれですが、こういう手間もいりませんので、まあ1つ、あなたほど高学な人もいらっ

しゃいますけど、無知無学な私でございますので、お聞きせなんだらどこまで聞くわけにはいきませんので、あえてお尋ねしました。以上。

○議長（平岡文男） 他に質疑ございませんか。井上議員。

○12番（井上洋一） 私も三谷議員じゃないですが、あまりよくわかってないんで質問させていただきます。この行政手続条例、厳密にはどのような状態でしょうかね。

○議長（平岡文男） 重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） 井上議員さんのご質問にお答えいたします。この行政手続条例の関係ですが、国の方につきましては、行政不服審査法の関連三法と言いまして、平成26年6月13日にこの関連三法が施行されました。これのうち、行政手続法の一部を改正する法律というのが、4月1日に施行されるということでございますので、これに伴いまして、砥部町の行政手続条例を改正するというところでございます。その他に、行政不服審査法とか、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、こういった法律が改正されております。全部で361の法律改正が予定されております。これに伴いまして、今後順次条例の改正が必要になってくるかと思われまます。以上でございます。

○議長（平岡文男） 他に質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。再開は10時45分の予定でございます。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~

## 日程第12 議案第7号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

### (説明、質疑)

○議長（平岡文男） 再開をいたします。日程第12議案第7号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 議案第7号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について。砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。2ページの提案理由をご覧ください。提案理由、中央教育審議会初等中等教育分科会報告における提言を参酌し所要の改正を行うため、提案をするものであります。議案資料1、新旧対照表をご覧ください。現行付属機関、砥部町就学指導委員会を砥部町教育支援委員会に改め、担任する事項を、教育上特別な配慮を有する幼児・児童・生徒の適正な就学及び一貫した教育支援の充実





(説明、質疑)

○議長（平岡文男） 日程第 15 議案第 10 号砥部町立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 議案第 10 号砥部町立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例の一部改正について。砥部町立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 27 年 2 月 24 日提出、砥部町長佐川秀紀。2 ページの提案理由をご覧ください。子ども・子育て支援法の施行に伴い入園料を廃止するとともに、授業料等の改正を行うため、提案するものであります。議案 10 号の資料の新旧対照表をご覧ください。まず、この条例で授業料は国が定める幼稚園に要する費用を授業料としています。今まで保護者が払っていた授業料は、議案第 4 号で利用者負担額を定めることとしております。幼稚園で支払う利用者負担額の国が決める全体授業料の一部と考えていただきたらと思います。まず、現行第 2 条、3 条、4 条、6 条を廃止します。それから、改正案 2 条 1 項で保護者の納付義務を定めています。それから、2 項で授業料の額は、子ども・子育て支援法によって国が定める幼稚園に要する金額になります。2 ページをご覧ください。現行第 5 条の授業料の納付日を第 3 条で改めています。それから、附則、授業料の金額、授業料の額に関する経過措置で、これは国の授業料の考え方を示しています。議案書 2 ページをお願いいたします。附則、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。経過措置として、この条例の施行の日前に砥部町立幼稚園において受けた教育に係るこの条例の規定による改正前の砥部町立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例の規定による授業料については、なお従前の例によることとなっております。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。



日程第 16 議案第 11 号 砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正について

(説明、質疑)

○議長（平岡文男） 日程第 16 議案第 11 号砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。前田社会教育課長。

○社会教育課長（前田正則） 議案第 11 号砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正について。砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 27 年 2 月 24 日提出、砥部町長佐



明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

~~~~~

#### 日程第 18 議案第 13 号 砥部町広田保育所条例の一部改正について

##### (説明、質疑)

○議長（平岡文男） 日程第 18 議案第 13 号砥部町広田保育所条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 議案第 13 号砥部町広田保育所条例の一部改正について。砥部町広田保育所条例の一部を改正する条例を次のように改める。平成 27 年 2 月 24 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由は、児童福祉法の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。第 1 条中、保育の実施を保育の利用に、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を、保育を必要とする乳児又は幼児を日々保護者の下から通わせてに改める。第 3 条中、保育に欠けるを、保育を必要とするに改めるものです。附則、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

~~~~~

#### 日程第 19 議案第 14 号 砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正について

##### (説明、質疑)

○議長（平岡文男） 日程第 19 議案第 14 号砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 議案第 14 号砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正について。砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 27 年 2 月 24 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由は、児童福祉法の改正に伴い、放課後児童クラブの対象年齢及び定員を改正するため、提案するものであります。内容は第 1 条中、引用条文による改正で第 6 条の 2 第 6 項を第 6 条の 3 第 2 項に改めるものです。第 3 条中、対象児童を小学 1 年生から 3 年生を小学生に改める。第 4 条

中、定員を施設ごとに20以上40人以内を支援員の単位ごとにおおむね40人以下に改めるものです。附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。



日程第20 議案第15号 砥部町子ども医療費助成条例の一部改正について  
(説明、質疑)

○議長（平岡文男） 日程第20議案第15号砥部町子ども医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。相原保険健康課長。

○保険健康課長（相原清志） 議案第15号砥部町子ども医療費助成条例の一部改正について、ご説明させていただきます。砥部町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきましては、子ども医療費の助成対象を中学生の通院まで拡大するため、所要の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、資料の新旧対照表でご説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。第4条中の括弧書きの部分でございますが、（12歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日から15歳に達する日の以後における最初の3月末日までの間にある者にあつては、入院に係る保険給付に限る。）を削除するものでございます。今回の改正によりまして、中学生の通院も助成対象となりますので、基本的に出生の日から中学生までの医療費につきまして、保護者の負担はなくなることとなります。議案書にお戻りください。附則でございしますが、第1項、この条例は、平成27年8月1日から施行する。経過措置についてですが、改正後の砥部町子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療にかかる医療費の助成について適用し、同日前行われた医療にかかる医療費の助成については、なお従前の例による、とするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。井上議員。

○12番（井上洋一） 課長、この附則の施行期日の8月1日というのは、これ事務作業上の件で、小学生の時と同じように8月1日となったんでしょうか。

○議長（平岡文男） 相原保険健康課長。

○保険健康課長（相原清志） 井上議員さんのご質問にお答えします。ご指摘のように、



26年度に小学生の通院、それと中学生の入院拡大を行いました時に8月からといたしました。その理由は、それと今回も同じでございます。医療機関で窓口の負担を無料化するための最も円滑な方法といたしましては、国保連合会のシステムを改修するという方法が最も円滑な方法だと考えております。国保連合会のシステムの改修に4カ月かかるということですので、やむなく8月からの実施というふうにさせていただきました。以上でございます。

○議長（平岡文男） 他に質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑を終わります。

~~~~~  
日程第21 議案第16号 砥部町介護保険条例の一部改正について

(説明、質疑)

○議長（平岡文男） 日程第21 議案第16号 砥部町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） それでは、議案第16号 砥部町介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしましては、議案書の2ページをご覧ください。介護保険法施行例の改正に伴い、所要の改定等を行うとともに、平成27年度からの介護保険料率を改正するために提案するものでございます。内容につきましては、議案第16号資料の新旧対照表をご覧ください。まず1ページをご覧ください。目次でございます。まず地域支援事業につきましては、介護保険法及び介護保険施行令によりまして、実施等について規定がされております。本条例で規定する必要がないため、目次中の第2章地域支援事業等第2条から第3条の2を第2章保健福祉事業第2条から第3条に改め、同じく目次中の地域包括支援センターにつきましても、砥部町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例において、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等事業を実施するために必要な基準を定めているため、目次の第3章地域包括支援センター第3条の3から第3条の6を削除し、第3章削除に改めました。次に本文中第2章の章名を第2章地域支援事業等から第2章保健福祉事業に改めました。次に第3条中の地域支援事業及びを削るとともに、第3条の2 地域支援事業の規定を削除いたしました。2ページをご覧ください。第3章地域包括支援センターの規定を削除し、第3章削除といたしました。続きまして、3ページから4ページにかけて、第4条保険料率でございますが、法改正により、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の保険料率について、所得状況等に応じて区分されている保険料率の算定に関する基準を、現行の標準6段階から標準9段階に細分化いたしました。まず第4条中、平成24年度から26年度までを、平成27年度から平成29年度

に改め、第2号中、3万3,500円を5万300円に。第4号中、6万7千円を6万300円に。第5号中、8万3,800円を6万7千円に。第6号中、10万500円を8万400円に改め、新設区分といたしまして、第7号、令第38条第1項第7号に掲げる者、8万7,100円。第8号、令第38条第1項第8号に掲げる者、10万500円。第9号、令第38条第1項第9号に掲げる者、11万3,900円を加える規定の整備を行いました。続きまして、同じく4ページ、第6条第3項でございますが、保険料の賦課期日後において、第1号被保険者の資格取得、喪失があった場合の保険料の月割り算定について、保険料段階区分が、これまでの第6段階から第9段階に改正となったことに伴う規定の整備を行いました。続きまして、同じく4ページから5ページにかけて、第11条第2項保険料の減免の規定でございますが、保険料の減免申請について、災害その他やむを得ない事情により、普通徴収及び特別徴収の納期限までに減免申請書を提出することが困難な場合についての項目を追加するとともに、規定の整備を行いました。続きまして、5ページから6ページにかけて、条例本則の附則でございますが、法改正により、地域支援事業へ新たに移行されたり、充実強化された事業に係る施行日は、平成27年4月1日とされていますが、市町村の条例で定める場合には、平成29年3月31日まで、その間において当該条例で定める日までの間については、その実施を猶予することが可能となっているため、附則を加えるものでございます。附則第9項では、介護予防・日常生活支援総合事業を、附則第10項では包括的支援事業の在宅医療・介護連携推進事業を、附則第11項では、同じく包括的支援事業の生活支援サービス体制整備事業を。附則第12項では、同じく包括的支援事業の認知症施策の推進事業を、それぞれ平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、平成29年4月1日から行うものとしてしています。それでは議案書の方にお戻りください。2ページをご覧ください。附則でございますが、附則第1項で施行期日について。この条例は、平成27年4月1日から施行する。附則第2項では、適用区分といたしまして、この条例による改正後の砥部町介護保険条例第4条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によります。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。政岡議員。

○9番（政岡洋三郎） 今回の保険料改正で、従前の今までの保険料と比べてどんぐらい改正のアップがあるのか。それと、この階級が6級から9級に改正されておりますが、これは市なんかは12あるように思うんですけども、町と市で階級が分かれるようになっておるわけですか。その2点お聞きいたします。

○議長（平岡文男） 門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） ただいまの政岡議員さんのご質問にお答えいたします。まず今回の改定によっていくら保険料が上がったかというご質問でございますが、ちょ

っと手元にその数字を持ち合わせておりませんので、後でご報告させていただいたらと思います。それと、段階区分の関係ですけれども、法的には基本的に6段階から今回9段階に変わったんですけれども、基準はその9段階なんですけれども、それぞれの段階において、それぞれの市町で特例措置として割合を付けてですね、段階区分をすることができます。そのために、うちの砥部町としては、今まで6段階というところで、前期が6段階のうち4段階が基準であったんですけど、その部分について特例の2段階をつけておったと思います。ですけれども、今回は規定通りの9段階で設定しております。ですから、他市町におきましては、12段階とか、というところもあると思いますが、基本的には9段階を基にそれぞれの段階区分の中に市町村の特例で設定をしておるということでございます。以上でお答えいたします。

○議長（平岡文男） 佐々木議員。

○5番（佐々木隆雄） この議案概要の6ページのところにですね、現行と改正後で非常にわかりやすく書いてくれてるんですけども、先ほどの質問とも関連する部分があるんですが、例えばですね、現行の4のところ、新しく4と5で6万300円と6万7千円ということで、下がる人と現行のままだという方がおいでますね。同じように、5段階のところも、下がる人とこれは増える、上がる人と。それから6段階のところも現行と同じ、8の人は同じで、9になれば上がります、というふうなことなんですけれども、それぞれですね、その変化がある方たちと言いますか、人数なりというのは把握されてるんでしょうか。もしわかってればお答えいただければと思います。

○議長（平岡文男） 門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） ただ今の佐々木議員さんのご質問ですけれども、申し訳ございませんけれども、只今その数字を持ち合わせておりません。後ほどご報告させていただいたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（平岡文男） 他に質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑を終わります。

~~~~~

## 日程第22 議案第17号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明、質疑)

○議長（平岡文男） 日程第22 議案第17号砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） それでは、議案第17号砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてをご説明い

たします。砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしましては、議案書の9ページをご覧ください。国の省令、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、省令の改正内容に沿った改正を行うため、提案するものでございます。内容につきましては、議案第17号資料の新旧対照表をご覧ください。まず1ページでございますが、改正によりサービス事業名の複合型サービスが、看護小規模多機能型居宅介護へと名称変更されたことに伴い、目次及び本文中の複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改める規定の整備を行いました。次に1ページから3ページにかけて、第6条第2項及び第5項では、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の員数について、基準の改正に伴い規定の整理を行いました。次に第23条第2項では、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針についての改正に伴う規定の整理を行いました。次に3ページから4ページにかけて、第32条第2項では、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の勤務体制の確保についての改正に伴う規定の改正を行いました。次に第60条では、指定認知症対応型通所介護の基本方針の項目追加に伴う規定の整理を行いました。続きまして4ページから5ページにかけて、第63条第4項及び第5項でございますが、単独型及び併設型指定認知症対応型通所介護事業者の設備及び備品等の基準についての改正に伴い規定の整理を行っております。続きまして5ページから6ページにかけて、第65条第1項及び第2項ですが、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員についての改正に伴い規定の整理を行いました。続きまして6ページから7ページにかけて、第78条の2につきましては、指定認知症対応型通所介護事業者の運営に関する基準について、事故発生時の対応の規定を新設整備しました。次に第79条第2号第5項につきましては、指定認知症対応型通所介護事業者の運営に関する基準について、記録の整備の改正に伴う規定の整理を行いました。次に7ページから8ページにかけて、第80条の準用規定でございますが、改正に伴う規定の整備を行ったものでございます。続きまして8ページから10ページにかけて、第82条第6項及び第10項につきましては、指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準について、従業者の員数等の取扱いの改正に伴う規定の整理を行いました。続きまして11ページから12ページにかけて、第83条第1項及び第3項につきましては、指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準について、管理者の職務の取扱いの改正に伴う規定の整理を行いました。続きまして12ページから13ページにかけて、第85条第1項及び第2項につきましては、指定小規模多機能型居宅介護事業所の設備に関する基準について、登録定員及び利用定員の上限についての改正に伴い規定の整備を行いました。次に91条第2項では、指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針の改正に伴う規定の整理を行いました。次に106条では、指定小規模多機能型居宅介護事業者の住居機能を担う施設、併設施設等への入居について改正に伴う規定の整理を行ったも

のでございます。続きまして 15 ページお開きください。第 113 条第 1 項では、指定認知症対応型共同生活介護事業所の設備に関する基準について、地域の実情により、指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1 の事業所における共同生活住居の数を 3 とすることができることになった改正に伴い規定の整備を行いました。次に第 121 条は、共同生活住居の管理者による管理について、改正に伴う規定の整理を行っております。続きまして 17 ページ、第 135 条では指定地域密着型特定施設入所者生活介護における法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意についての改正に伴い規定を削除いたしました。次に第 148 条第 2 項第 9 号では、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者の記録の整備についての改正により規定を削りました。続きまして 17 ページから 21 ページにかけては、第 151 条第 4 項、第 8 項、第 12 項、第 13 項及び第 17 項につきましては、指定地域密着型介護老人福祉施設の人員に関する基準についての改正に伴い規定の整理を行っております。次に 21 ページの第 152 条第 1 項第 6 号では、指定地域密着型介護老人福祉施設の設備に関する基準についての改正に伴い規定の整理を行いました。次に第 176 条第 2 項では、指定地域密着型介護老人福祉施設の運営に関する基準について、記録整備の改正に伴う規定の追加を行っております。続きまして 21 ページから 22 ページにかけては、第 180 条第 1 項第 3 号では、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備に関する基準についての改正に伴う規定の整理を行いました。続きまして 25 ページをお願いします。第 191 条第 10 項では、指定複合型サービス事業所の人員に関する基準について、従業者の員数等の改正に伴い規定の整理を行いました。続きまして 26 ページから 27 ページの 193 条の指定複合型サービス事業者の代表者について、改正に伴う規定の整理を行っております。次に第 194 条第 1 項及び第 2 項第 1 号では、指定複合型サービス事業所の設備に関する基準について、登録定員及び利用定員の改正に伴い規定の整理を行いました。続きまして 29 ページをお開きください。196 条第 2 項では、指定複合型サービスの基本取扱方針について、外部の者による評価の取扱改正に伴い規定の整理を行っております。続きまして 35 ページをお開きください。第 202 条の準用規定でございますが、改正に伴う規定の整理を行ったものでございます。それでは議案書の方にお戻りください。9 ページをご覧ください。附則としまして、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するとしております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第 23 議案第 18 号 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護

## 予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 の一部改正について

### (説明、質疑)

○議長（平岡文男） 日程第 23 議案第 18 号砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。門田介護課長。

○介護福祉課長（門田伸介） それでは議案第 18 号砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 27 年 2 月 24 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしまして、議案書の 4 ページをご覧ください。国の省令、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、省令の改正内容に沿った改正を行うため提案するものでございます。内容につきましては、議案第 18 号資料の新旧対照表をご覧ください。まず 1 ページ、第 7 条第 4 項及び第 5 項でございますが、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備及び備品等の利用について、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合の規定を追加するとともに、改正に伴います規定の整理を行いました。続きまして 2 ページをご覧ください。第 8 条第 1 項では、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の従業者の員数について改正に伴う規定の整理を行いました。次に 3 ページから 4 ページにかけて、第 9 条第 1 項及び第 2 項では、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員等について、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては、共同生活住居ごとに 1 日当たり 3 人以下とする改正に伴い規定の整理を行いました。続きまして同じく 5 ページの第 37 条では、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の事故発生時の対応について、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合に必要な措置についての規定を追加いたしました。続きまして 5 ページから 6 ページにかけて、第 44 条第 6 項では、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数等について、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設される施設がある場合の人員に関する基準についての改正に伴い規定の整理を行いました。続きまして 7 ページから 8 ページにかけて、同条第 7 項及び第 8 項では、複合サービスを看護小規模多機能型居宅介護へとサービス事業名称の変更による規定の整備を行いました。続きまして 8 ページから 10 ページ

にかけまして、第45条第1項では、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者について、併設する施設等の職務に従事できる事業の追加に伴い規定を整理しました。次に同条第3項では、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者の資格要件の3年以上認知症である者の介護に従事する施設として、指定複合型サービス事業所を追加したことに伴う規定の整理を行いました。続きまして10ページから11ページにかけまして、第47条第1項では、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員及び利用定員について、登録定員を25から29人とする改正に伴い規定の整理を行いました。次に同条第2項第1号では、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけます、通いサービスの1日当たりの利用定員の上限についての改正に伴い規定の整理を行いました。続きまして11ページから12ページにかけまして、第63条の居住機能を担う併設施設等への入居及び第65条の準用では、改正に伴う所要の規定の整理を行いました。次に同じく12ページの第66条第2項では、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針についての改正に伴う規定の整理を行っております。次に12ページから13ページにかけまして、第70条では、介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針についての改正に伴う規定の整理を行っております。次に第74条第1項では、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の設備に関する基準について、1の事業所における共同生活住居の数が必要と認められる場合には、3とすることができる改正に伴い規定の整理を行いました。続きまして13ページから14ページにかけまして、第86条の準用につきましては、改正に伴う所要の規定の整理を行いました。それでは議案書の方にお戻りください。3ページをご覧ください。附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するとしております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

ここで昼食のため休憩をいたします。再開は午後1時10分でございます。

午前11時41分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（平岡文男） 再開をいたします。ここで午前中の議案第16号の審議の際に保留されておりました政岡議員さんと佐々木議員さんの質疑に対する答弁を求めます。門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） それでは政岡議員さん及び佐々木議員さんからご質問のございました保険料段階区分の変更によります段階区分別の基準額に対する割合及び段

階別の対象者数、そして段階が変更になったことによる保険料額の増額について、お答えをいたします。議案概要の6ページをご覧ください。改正後の基準額6万7千円でございますが、これを第5段階に設定しています。第1段階から第4段階までは割引をしており、第6段階から第9段階までは、本人が町民税課税ということで割増しとなっております。平成27年1月31日現在の被保険者6,162人でございますが、及び所得状況を基に算定しますと、改正後のそれぞれの段階別の基準額に対する割合と対象者数は第1段階が基準額に対する割合が0.5で、対象者数が1,167名。それから第2段階が同じく0.75で、567人。それから第3段階が0.75で692人。それから第4段階が0.9で857人。それから第5段階が、これが基準額でございます、822人。それから第6段階が1.2で775人。それから第7段階が1.3で635人。第8段階が1.5で374人。それから第9段階が1.7で273名。合計6,162名でございます。そして、保険料の課税総額につきましては、同じく1月末現在において、同じ被保険者数、それからその被保険者に係る所得状況で算定しまして、第6段階で、変更前の第6段階で計算した場合との比較で約480万円の増となります。実際には所得年分が1年後になりますので若干違っはきますけれども、同じ基準で比較しますと約480万円の増額となります。以上で政岡議員さん、佐々木議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（平岡文男） よろしいでしょうか。これで終わります。

~~~~~

#### 日程第24 議案第19号 砥部町公共下水道条例の一部改正について

##### （説明、質疑）

○議長（平岡文男） 日程第24議案第19号砥部町公共下水道条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 議案第19号砥部町公共下水道条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。平成27年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、下水道法施行令において定められている下水の排除制限に係る水質の基準について、カドミウムの排水基準が改正されたことと、今後、他の物質についても排水基準の見直しが予定されていることから、所要の改正を行うため、提案するものでございます。議案第19号資料の新旧対照表をご覧ください。下水道法施行令改正により、現行の法の第23条第1号のカドミウム及びその化合物1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下を1リットルにつき0.03ミリグラム以下と改正して表記すべきではございますが、今後、他の項目につきましても、排水基準の見直しが予定されておりますので、第23条第1号を下水道法施行令第9条の4第1項各号に掲げる物質、当該各号に定める数値に改め、23条中第2項から資料の3ページ目の第34号までを削り、第35号を第2号として、第36号から第42号までを33号ずつ繰り上げ、同条第43条中37号を第5号に改め、同号を同条第10



号とするものでございます。議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で議案第 19 号の説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。佐々木議員。

○5 番（佐々木隆雄） この資料の、先ほど 2 からずっと全部削るというふうなことだったんですが、じゃあこれ新たにそれぞれが出てきたら、また同じようにここに出てくるといふふうに理解したんでよろしいのでしょうか。

○議長（平岡文男） 柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。一応今後も現行のかなりの項目につきましても、変更が生じてまいりますので、その法改正のたびに、改正する必要がないために、1 号を法律の定める基準の数値というふうに改めて、今後条例の改正が必要ないような対応を取る文言にしておるものでございます。以上でございます。

○議長（平岡文男） 他にございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑を終わります。

~~~~~

#### 日程第 25 議案第 20 号 砥部町農業集落排水施設条例の一部改正について

##### (説明、質疑)

○議長（平岡文男） 日程第 25 議案第 20 号砥部町農業集落排水施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 議案第 20 号砥部町農業集落排水施設条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 27 年 2 月 24 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、使用料の徴収方法について、現在の徴収方法に沿った表現に改めるため、提案するものでございます。議案第 20 号資料の新旧対照表をご覧ください。第 7 条中、現行の納入通知書又は集金の方法を納付書に改めるものでございます。議案書にお戻り下さい。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で議案第 20 号の説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

ここでしばらく休憩をいたします。休憩時間を利用いたしまして、全員協議会を開催

したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

午後 1 時 19 分 休憩

午後 2 時 28 分 再開

~~~~~

日程第 26 議案第 21 号 平成 26 年度砥部町一般会計補正予算(第 6 号)

日程第 27 議案第 22 号 平成 26 年度砥部町とべの館特別会計補正予算(第 1 号)

(説明、質疑、各委員会付託)

○議長(平岡文男) 再開します。日程第 26 議案第 21 号及び日程第 27 議案第 22 号の平成 26 年度補正予算 2 件を一括議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長(大江章吾) それでは議案第 21 号一般会計補正予算と第 22 号とべの館特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。内容につきましては、お手元の補正予算の概要にまとめておりますのでご参考としてください。はじめに一般会計について説明をさせていただきます。一般会計補正予算書の第 6 号の 1 ページをお願いいたします。議案第 21 号平成 26 年度砥部町一般会計補正予算書、失礼しました、補正予算第 6 号。平成 26 年度砥部町の一般会計補正予算第 6 号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 5,025 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 79 億 4,204 万 2 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。第 2 条繰越明許費、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 2 表繰越明許費による。第 3 条債務負担行為補正、債務負担行為の廃止は、第 3 表債務負担行為補正による。第 4 条地方債補正、地方債の変更は、第 4 表地方債補正による。平成 27 年 2 月 24 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは予算書の 3 ページをお願いいたします。歳出の主なものについてご説明をさせていただきます。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費でございますが、公共施設更新準備基金への積立金 1 億 6,337 万 2 千円の増額。まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略策定に要する経費 1 千万円の増額。税番号制度に伴うシステム改修経費 1,137 万円の増額。プレミアム付き商品券の発行に要する経費 1 億 740 万 7 千円の増額。広田地域等の活性化に関する調査業務とデマンドタクシー事業 948 万 3 千円の増額。高尾田集会所への補助金の財源として予定しておりました自治総合センターの助成金を一般財源に組み替え、集会所整備事業費補助金を 1,500 万円増額いたしております。6 款農林水産業費、1 項農業費でございますが、経済対策のため、青年就農給付金について 27 年度の給付の一部を 26 年度に前倒して給付するため 375 万円を増額。2 項林業費につきましては、広域林道万年鶴崎線整備事業に対する負担金

291 万円を増額しました。7 款商工費、1 項商工費でございますが、峡の館の拠点施設強化、出荷者の高齢化対策として軽貨物自動車を町が購入し、峡の館に貸し付け、農産物を峡の館が集荷するため、その自動車の購入に要する経費 131 万 3 千円を増額しました。8 款土木費、2 項道路橋りょう費でございますが、県営事業の確定により県土木建設事業費負担金を 499 万 8 千円増額しました。9 款消防費、1 項消防費でございますが、伊予消防等事務組合の負担金 3,571 万 2 千円を減額いたしました。10 款教育費、6 項保健体育費でございますが、ひろた町民グラウンド改修工事で 500 万円減額、陶街道ゆとり公園グラウンドゴルフ整備工事で 2,230 万円を減額いたしました。全体的なところで、財源組替を行っております。その原因でございますが、1 つは地域の元気臨時交付金基金を充当した工事で、県に委託しております土木費の赤坂橋新設工事と教育費の陶街道ゆとり公園グラウンドゴルフ場整備工事が、27 年度へ繰り越しになったため、そこに充てておりました 2,603 万円について、他の事業の財源に振り替えをいたしました。2 つ目といたしまして、県市町振興協会からの交付金で当初 1,250 万円見込んでおりましたが、206 万 4 千円多く交付されることになりました。当初充当しておりました太陽光発電補助金、坂村真民記念館運営費、文化会館の図書蔵書の経費について、決算見込みを勘案し増額または減額したことに合わせまして、防災対策事業に新たに充当をいたしました。3 つ目が集会所整備事業費で、高尾田集会所新築工事で自治総合センターのコミュニティセンター助成事業費交付金を充てる予定にしておりましたが、27 年度に事業が繰り越しとなりましたので、このため交付金が交付されなくなりました。相当額を一般財源に振り替えるものでございます。4 つ目といたしまして、はり・灸・マッサージ施術事業について、県後期高齢者医療広域連合から補助金が 12 万 8 千円を交付されることになったため、相当額を財源組替するものでございます。歳入でございますが、2 ページをお願いいたします。特定財源といたしまして、大きなもので、13 款、国庫支出金 6,413 万 9 千円。主に番号制度システム整備費補助金 947 万円と地域住民生活等緊急支援のための交付金 5,720 万 3 千円でございます。15 款、財産収入 7,100 万 2 千円。主に商品券の売上金でございます。19 款、諸収入 1,236 万 5 千円の減額。これは自治総合センター助成金 1,500 万円の減額。それと市町振興協会交付金 206 万 4 千円の増額などがございます。20 款、町債 500 万円の減額。これはひろた町民グラウンド改修工事の減額に伴うものでございます。一般財源といたしまして、9 款、地方交付税 2,357 万 5 千円。18 款、繰越金 1 億 418 万 4 千円を充てております。次に繰越明許費でございます。4 ページをお願いいたします。2 款総務費、1 項総務管理費の地方版総合戦略策定業務、その下の社会保障・税番号制度導入に係るシステム整備事業、2 つ下の地域消費喚起事業、これはプレミアム付き商品券の発行事業でございます。その下の地域公共交通推進事業。7 款商工費、1 項商工費の峡の館農産物収集車購入。以上の事業につきましては、国の補正予算に伴い 26 年度補正予算に計上し、27 年度に繰り越すものでございます。総務費総務管理費の集会所整備事業費補助金につきましては、高尾田集会所新築工事の完成

が27年度になるため繰り越すものでございます。8款土木費、2項道路橋りょう費につきましては、11件繰り越すものでございます。理由といたしましては、登記が年度内に完了できない恐れがあることや設計変更など、また一番下の赤坂橋新設改良工事委託料につきましては、県に委託しており、県事業が繰越しとなったものでございます。5項住宅費の町営住宅川下団地外部補修工事につきましては、入居者との調整に時間を要したため繰り越すものでございます。10款教育費、6項保健体育費の陶街道ゆとり公園グラウンドゴルフ整備工事につきましては、芝が定着しないため繰り越すものでございます。以上19件につきまして繰り越すものでございます。次に債務負担行為補正でございます。5ページをお願いいたします。6月補正で番号制度導入に伴う業務系システム改修につきまして、期間を平成27年度として債務負担行為を設定いたしました。国の補正予算に伴い国が前倒しすることになりました。町も前倒しして26年度予算として執行するため廃止するものでございます。次に地方債補正でございます。6ページをお願いいたします。過疎対策事業債6,180万円を5,680万円といたします。これは町民グラウンド改修工事を500万円減額したことに伴い減額するものでございます。一般会計につきましては以上でございます。

続きまして、とべの館特別会計についてご説明をさせていただきます。予算書をお手元をお願いいたします。とべの館特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第22号平成26年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号。平成26年度砥部町のとべの館特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,006万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,170万円とする。失礼しました。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ906万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,178万円とする。失礼をいたしました。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いいたします。歳出でございます。2款諸支出金、1項基金費でございますが、906万3千円を増額し、912万6千円といたしました。とべの館運営基金への積立金でございます。歳入でございますが、2ページをお願いいたします。売店収入2千円。繰越金904万7千円。財産運用収入、基金預金利子でございますが、1万4千円でございます。以上でございます。これで説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第22号までの22

件は、お手元に配布の常任委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平岡文男) 異議なしと認めます。よって議案第1号から議案第22号までの22件については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

- 日程第28 議案第23号 平成27年度砥部町一般会計予算
- 日程第29 議案第24号 平成27年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第30 議案第25号 平成27年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第26号 平成27年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第32 議案第27号 平成27年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第33 議案第28号 平成27年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第34 議案第29号 平成27年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第35 議案第30号 平成27年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第36 議案第31号 平成27年度砥部町公共下水道事業会計予算
- 日程第37 議案第32号 平成27年度砥部町水道事業会計予算

(説明、質疑、予算特別委員会付託)

○議長(平岡文男) 日程第28議案第23号から日程第37議案第32号までの平成27年度当初予算10件を一括議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長(大江章吾) それでは平成27年度の当初予算につきまして、私からは議案第23号の一般会計から議案第30号の浄化槽特別会計までを説明させていただきます。まず全体的な概要につきましてご説明をさせていただきます。平成27年度当初予算の概要をお手元をお願いいたします。その9ページをお願いいたします。特別会計も含めた全体の予算の状況でございますが、一般会計につきましては、75億3,704万4千円で、対前年度1億3,297万1千円の増となっております。対前年度1.8%の増加でございます。主な要因といたしましては、土木費と公債費合わせて約3億1千万円減額となっている一方、武道場の建設工事が約3億7千万円、給食センターの建設工事関連が約2億円増加していることなどが挙げられます。特別会計でございますが、7つの特別会計の合計が55億167万7千円で対前年度3億2,764万3千円。6.3%の増となっております。大幅に増加した会計は、国民健康保険事業特別会計の事業勘定で2億3,670万3千円増加しております。これにつきましては、国保連合会が実施します共同安定化事業の拠出金が約3億円の増加と一般会計からの繰入金約3,700万円の減額が主な要因でございます。介護保険事業特別会計の保険事業勘定で7,588万1千円増加しております。保険給付費が約8千万円増加をしております。企業会計でございますが、公

共下水道事業会計と水道事業会計合わせまして、14億3,829万9千円で、3,875万4千円、2.8%の増加となっております。大きく増加したのは、公共下水道事業会計の資本的支出で3,360万4千円増加しております。企業債の元利償還金の増加が主な要因でございます。以上合計144億7,702万円で対前年度4億9,936万8千円、3.6%の増でございます。11ページをお願いいたします。町債の状況でございます。27年度末で112億5,299万6千円を見込んでおります。26年度末に比べまして、約1億8千万円増加する見込みでございます。大きく増加するのが、公共下水道事業会計で約1億7,400万円増加する見込みでございます。下のグラフを見ていただくとわかるように、やはり公共下水道事業会計の残高が伸びております。12ページをお願いいたします。人件費の状況でございます。上の図16を見ていただくと、27年度は全体では15億7,327万円で4,325万9千円増加しております。主に一般会計の4,116万4千円の増加でございます。職員の増加、給与改定、昇給等によるものでございます。下の図1の7は、臨時職員の賃金でございます。27年度は全体では4億1,859万2千円で、7,695万3千円増加しております。主に一般会計の増でございますが、保育所の保育士の増員によるものが約3分の2を占めてございます。次に一般会計の歳入の概要についてご説明を申し上げます。14ページをお願いいたします。上の表の一番上の行でございますが、27年度が町税が20億91万8千円で対前年度8,823万3千円の減となっております。27年度から町民税の徴収方法が変わります。普通徴収から特別徴収に変わることから、一部翌年度の収入になることと、固定資産税につきまして、評価替等による減収でございます。交付税等につきましては、27億2,950万円で対前年度1億4,830万8千円の減で、主に普通交付税の減でございます。普通交付税につきましては、合併後10年経過し、これから5年間かけて段階的に一本算定へと切り替わる減少期に入っております。今後5年かけて一本算定に切り替わりますが、合併後に面積が増加したことなど、地方の実態と乖離しないよう見直しがかかってございます。平成26年度の普通交付税は、約25億3千万円でございます。補正予算、財源を考慮しまして、予算計上をしております。国県支出金でございますが、10億8,355万5千円で対前年度1億3,341万8千円の増となっております。武道場の建設工事の財源に予定しております県補助金1億2,500万円が主な増加の要因として挙げられます。その他でございますが、8億5,323万円で対前年度2億7,615万9千円の増となっております。ここは基金繰入金を計上しております。27年度は財政調整基金4億円、公共施設更新準備基金1億円の繰入を予定しております。対前年度2億7,897万円の増となっております。町債につきましては、5億6,360万円で対前年度3,550万円の減となっております。対象事業量の減少でございますが、臨時で財政対策債を3億円予定しております。歳入の概要につきましては、以上でございます。

それでは、各会計につきましてご説明をいたします。一般会計予算書をお願いいたします。水色の表紙でございます。平成27年度一般会計予算の1ページをお願いいたします。議案第23号平成27年度砥部町一般会計予算。平成27年度砥部町の一般会計の予

算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75億3,704万4千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条、債務負担行為、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。第3条、地方債、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。第4条、一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金に係る共済費を除きます、に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成27年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは12ページをお願いいたします。歳出でございます。まず今年度でございますが、議会費が1億1,909万8千円。総務費が9億45万7千円。民生費が24億1,145万8千円。衛生費が7億1,460万9千円。労働費が2,699万7千円。農林水産業費が1億9,957万9千円。商工費が1億5,197万2千円。土木費が5億773万9千円。消防費が4億5,987万4千円。教育費が14億1,628万3千円。公債費が6億1,897万8千円。予備費が1千万円。合計75億3,704万4千円でございます。この中で教育費が3億9,425万円の増と大きく伸びております。主な要因といたしましては、武道館及び給食センターの建設事業によるものでございます。反対に減額となっているものに土木費がでございます。1億5,376万8千円の減額でございます。主な原因といたしましては、八倉地区の防災関連道路整備事業の終了によるものでございます。また公債費につきましては、1億5,961万3千円減となっております。一般廃棄物処理施設整備事業、文化会館整備事業等の大型事業で借り入れた起債の償還が終了したものでございます。歳入につきましては、先ほどの概要説明をもって説明に変えさせていただきたいと思っております。予算内容につきましては、27年度当初予算の概要にまとめております。すでにお目通しのことと思っておりますので、今後ご審議いただくこととなります個別の事項につきましては、省略をさせていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。債務負担行為につきましてご説明をいたします。6ページをお願いいたします。9件の債務負担行為を設定いたします。まず電話交換機設備の借上料に対する債務負担行為でございます。リース期間が満了し、延長しておりますので、交換を予定しております。期間は28年度から33年度までの6年間。限度額が1,077万6千円でございます。次の2件は公用車借上料に対する債務負担でございます。27年度にリース期間が満了しますので、更新を予定しております。上の軽四貨物2台につきましては、期間が28年度から33年度まで、限度額が250万7千円でございます。下の軽四乗用2台につきましては、期間が28年度から34年度までで、限度額が394万4千円でございます。次の2件でございますが、電算システムの更新で

ございます。1つ目はネットワークシステムの更改。2つ目は情報系システムの更改に係る機器等借上料及び保守委託料に対する債務負担でございます。2件とも27年度にリースが満了いたしますので、更新を予定しております。2件とも期間が28年度から32年度までで、限度額につきましては、ネットワークシステムが3,900万円、情報系システムが7,938万円でございます。その次の2件でございますが、校務用のパソコンの更新でございます。1つ目は小学校の、2つ目は中学校の校務用のパソコン及びソフトウェア借上料に対する債務負担でございます。耐用年数は経過しておりますので、更新をいたします。2件とも期間が28年度から32年度までで、限度額につきましては、小学校が2,454万9千円。中学校が1,103万7千円でございます。次の2件につきましては、坂村真民記念館特別企画展に関する債務負担でございます。28年3月から28年5月にかけて開催するため、債務負担をするものでございます。まず坂村真民記念館特別企画展主催業務委託料に対する債務負担で、期間は28年度、限度額が54万円でございます。次に坂村真民記念館特別企画展PR業務委託料に対する債務負担で、期間は28年度、限度額が32万4千円でございます。債務負担行為につきましては、以上でございます。次に地方債につきましてご説明をいたします。7ページをお願いいたします。7件予定をしております。公共事業等1,500万円。橋梁長寿命化修繕に対するものでございます。防災対策事業960万円。消防団第9分団詰所車庫整備に対するものでございます。合併特例事業1億8,320万円。学校給食センター建設に対するものでございます。緊急防災・減災事業940万円。県の防災通信システム更新に係る負担金に対するものでございます。過疎対策債460万円。消防団小型動力ポンプ2台の購入に対するものでございます。一般会計出資債4,180万円。上水道第8次拡張工事の一般会計出資金に対するものでございます。最後に臨時財政対策債3億円でございます。一般会計につきましては以上でございます。

続きまして特別会計でございます。国民健康保険事業特別会計について説明をさせていただきます。予算書をお願いいたします。平成27年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算書の1ページをお願いいたします。議案第24号平成27年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算。平成27年度砥部町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、事業勘定28億6,970万2千円、直営診療施設勘定7,796万1千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。2条、一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3億円、直営診療施設勘定2千万円と定める。第3条、歳入歳出予算の流用、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成27年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。予算書の12ページをお願いいたします。事業



勘定の歳出でございます。27年度予算は28億6,970万2千円で、対前年度2億3,670万3千円の増となっております。国保連合会が実施いたします共同安定化事業への拠出金でございます、7款の共同事業拠出金が3億1,100万円増加しております。これは共同安定化事業の対象が今まで30万円を超えるレセプトでございましたが、30万円以下につきましても対象になることによるものでございます。歳入でございますが、10、11ページをお願いいたします。7款の共同事業交付金が3億1,023万7千円増加しております。9款の繰入金、一般会計繰入金でございますが、26年度が法定外繰入を約1億円予定しておりました。27年度につきましては、予定しておりません。しかし、基盤安定事業繰入金が約5千万円増加することなどにより、差引約3,708万7千円の減額となっております。次に直営診療施設勘定でございます。46ページをお願いいたします。27年度予算は7,796万1千円で、対前年度670万5千円の減となっております。昨年度は患者送迎車、超音波骨密度測定装置、デジタルレントゲンシステムの購入がありました。27年度につきましては、大きな整備はございません。歳入でございますが、44、45ページをお願いいたします。1款の診療収入3,077万円と、8款繰入金、一般会計繰入金と事業勘定からの繰入金でございますが、4,714万2千円とでほとんどを賄っております。国民健康保険事業特別会計につきましては以上でございます。

次に後期高齢者医療特別会計につきましてご説明させていただきます。予算書をお手元をお願いいたします。平成27年度後期高齢者医療特別会計予算書の1ページをお願いいたします。議案第25号平成27年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算。平成27年度砥部町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,700万3千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成27年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。8ページをお願いいたします。27年度は2億2,700万3千円で、対前年度69万円の増でございます。2款の後期高齢者医療広域連合納付金が主なものでございます。歳入でございますが、6、7ページをお願いいたします。1款の後期高齢者医療保険料1億4,866万6千円と、3款の繰入金、一般会計からの繰入金がございますが、7,306万4千円が主なものでございます。この会計につきましては、保険料などを受け入れて広域連合に納めるということが主なものとなっております。後期高齢者医療特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、介護保険事業特別会計につきまして説明をさせていただきます。お手元に予算書をお願いいたします。平成27年度介護保険事業特別会計予算書の1ページをお願いいたします。議案第26号平成27年度砥部町介護保険事業特別会計予算。平成27年度砥部町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、保険事業勘定20億6,288万円、介護サービス事業勘定4,565万1千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条、債務負担行為、地方自治法第214

条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。第3条、一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定2億円、介護サービス事業勘定200万円と定める。第4条、歳出予算の流用、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。平成27年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。12ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございます。27年度は20億6,288万円で、対前年度7,588万1千円の増でございます。27年度は第6期の事業計画の初年度となります。2款の保険給付費が19億7,461万4千円で、対前年度7,964万円増加するとみております。内容といたしましては、居宅介護サービス給付が約6,300万円減額となり、反対に施設介護給付費が約1億4,500万円増加すると見込んでおります。歳入でございますが、10、11ページをお願いいたします。1款の介護保険料が4億3,663万5千円で、3,291万1千円の増加を見込んでおります。保険給付費が増加した分、国県支出金、一般会計からの繰入金等も増額を見込んでおります。6ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。これにつきましては、デイサービス車両借上料に対する債務負担でございます。期間が平成28年度から平成32年度まで。限度額といたしまして514万8千円でございます。次に介護サービス事業勘定でございますが、50ページをお願いいたします。27年度は4,565万1千円で、対前年度151万3千円の増となっております。この会計でございますが、居宅介護サービス事業と介護予防サービス事業で構成されております。58ページをお願いいたします。中どころに、2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費の内訳といたしまして、居宅介護サービス事業費と介護予防サービス事業費がございます。居宅介護サービス事業につきましては、高齢者福祉センターで広寿会に委託してデイサービス事業を行っております。介護予防サービス等事業につきましては、包括支援センターでケアプランの作成などを行っております。次に歳入でございますが、48、49ページをお願いいたします。介護サービス収入でほとんどを賄っております。介護保険事業特別会計は以上でございます。

次にとべの館特別会計につきまして説明をさせていただきます。予算書をお願いいたします。平成27年度とべの館特別会計予算書の1ページをお願いいたします。議案第27号平成27年度砥部町とべの館特別会計予算。平成27年度砥部町のとべの館特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,652万6千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成27年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは8ページをお願いいたします。27年度は3,652万6千円で、619万1千円の減額でございます。26年度はPOSシステムを入れましたので、27年度はその分減少をしております。歳入でございますが、6、7ページをお願いいたします。ほとん

ど売店収入と繰越金で賄っております。とべの館特別会計につきましては以上でございます。

次にとべ温泉特別会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書をお願いをいたします。平成27年度とべ温泉特別会計予算書の1ページをお願いをいたします。議案第28号平成27年度砥部町とべ温泉特別会計予算。平成27年度砥部町のとべ温泉特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,811万2千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成27年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは予算書の8ページをお願いをいたします。27年度は5,811万2千円で、520万2千円の増でございます。27年度はサウナ室の壁の張り替え、トイレの洋式化、入浴券売機など、臨時的な工事や備品の整備に約600万円を予定しております。歳入でございますが、6ページ、7ページをお願いいたします。事業収入4,424万9千円を見込んでおります。その他諸収入等を見込んでおりますが、収入が不足するため、一般会計から1,360万5千円を繰り入れます。とべ温泉特別会計につきましては以上でございます。

次に農業集落排水特別会計につきまして説明をさせていただきます。予算書をお願いをいたします。平成27年度農業集落排水特別会計予算書の1ページをお願いいたします。議案第29号平成27年度砥部町農業集落排水特別会計予算。平成27年度砥部町の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,246万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成27年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。8ページをお願いいたします。27年度は3,246万円で、834万7千円の増でございます。27年度は施設の長寿命化計画を策定するため、機能診断調査450万円と機器の更新等の工事費367万2千円を予定しております。歳入でございますが、6、7ページをお願いをいたします。使用料手数料で885万9千円。一般会計からの繰入金1,944万9千円。今年度につきましては、国庫支出金、機能診断調査補助金でございますが、400万円を予定しております。農業集落排水特別会計につきましては以上でございます。

最後でございます。浄化槽特別会計につきまして説明をさせていただきます。予算書をお願いをいたします。平成27年度砥部町浄化槽特別会計予算書の1ページをお願いをいたします。議案第30号平成27年度砥部町浄化槽特別会計予算。平成27年度砥部町の浄化槽特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,138万2千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成27年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは8ページをお願いいたします。27年度は9,138万2千円で、1,220万3千円の増でございます。26年度の補正で27年度に債務負担をいたしましたシステム改修費954万8千円が主な増の要因でございます。歳入でございますが、6、7

ページをお願いいたします。事業収入といたしまして、個別浄化槽の保守点検料と集中合併浄化槽の施設の使用料が7,623万1千円。基金からの繰入金954万9千円。あと繰越金373万7千円と諸収入。これにつきましては、原材料の売払い収入等でございますが179万1千円でございます。浄化槽特別会計につきましては以上でございます。私からの説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願い申し上げます。

○議長（平岡文男） 柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 私からは議案第31号、32号についてご説明を申し上げます。議案第31号平成27年度砥部町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。第1条平成27年度砥部町公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条は業務の予定量を定めています。第3条収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定め、収入は第1款、下水道事業収益2億6,362万円でございます。次に支出でございますが、第1款下水道事業費用が2億4,519万9千円でございます。第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,290万3千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,900万円と過年度分損益勘定留保資金3,390万3千円で補填するものとする。収入でございますが、第1款下水道資本的収入は5億2,571万5千円でございます。次に支出ですが、第1款、下水道資本的支出が5億7,861万8千円でございます。次のページをお願いいたします。第5条企業債でございます。起債の目的は公共下水道整備事業費、限度額は2億4,100万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同様でございます。第6条一時借入金の限度額は、6億円と定めています。第7条予定支出の各項の経費の金額の流用について定めています。第8条議会の議決を経なければ流用できない経費は、職員給与費で4,725万7千円を計上しております。第9条は他会計からの補助金で、下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億2千万円と定めています。平成27年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で議案第31号の説明を終わります。

続きまして議案第32号をお願いいたします。平成27年度砥部町水道事業会計予算についてご説明いたします。第1条平成27年度砥部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条は業務の予定量を定めています。第3条収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定め、収入は第1款水道事業収益が3億3,580万1千円。支出は第1款水道事業費用が3億1,565万6千円でございます。第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,724万1千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額988万7千円と過年度分損益勘定留保資金1億735万4千円で補填するものとする。収入は、第1款水道資本的収入が1億8,158万5千円。支出は第1款、水道資本的支出が2億9,882万6千円でございます。次のページをお願いいたします。第5条企業債でございます。起債の目的は水道事業費、限度額は9,050万円。起債の方法、利率、償還の方法は一般会計と同様で

ざいます。第6条では一時借入金の限度額は、2億円と定めています。第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用について定めています。第8条は議会の議決を経なければ流用できない経費は、職員給与費で4,904万7千円を計上しております。第9条たな卸資産購入限度額は、1千万円と定めています。平成27年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で議案第32号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。（質疑なし）

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第23号から議案第32号までの平成27年度当初予算10件については、16人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第32号までの平成27年度当初予算10件については、16人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって予算特別委員会の委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

ここでしばらく休憩をして、休憩時間を利用し、予算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午後3時25分 休憩

午後3時26分 再開

○議長（平岡文男） 再開をいたします。予算特別委員会正副委員長の互選結果が議長の手元にまいりましたので報告をいたします。予算特別委員会委員長に松崎浩司君が、副委員長に西村良彰君が互選されました。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日、各常任委員会及び予算特別委員会に付託しました議案の審査報告については、3月18日の本会議でお願いをいたします。

以上で本日の議事日程は、すべて終了をいたしました。本日は、これにて散会をいたします。

午後3時26分 散会

平成 27 年第 1 回砥部町議会定例会（第 2 日） 会議録

招集年月日	平成 27 年 3 月 3 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 27 年 3 月 3 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 西岡利昌 10 番 山口元之 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 11 番 西村良彰 14 番 中島博志	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 佐川 秀紀 教育長 武智 省三 広田支所長 佐伯 修二 戸籍税務課長 岡田 洋志 介護福祉課長 門田 伸介 産業振興課長 萬代 喜正 国体推進課長 西松 伸一 学校教育課長 坪内 孝志	副町長 総務課長 企画財政課長 保険健康課長 建設課長 生活環境課長 会計管理者 社会教育課長	上田 文雄 重松 邦和 大江 章吾 相原 清志 白形 敏明 柿本 正 大野 哲郎 前田 正則
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 丸本 正和 庶務係長 中山 晃志		
傍聴者	3 人		

平成 27 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

日程第 1 一般質問

・散 会

平成 27 年第 1 回砥部町議会定例会

平成 27 年 3 月 3 日 (火)

午前 9 時 30 分開議

○議長 (平岡文男) ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 一般質問

○議長 (平岡文男) 日程第 1 一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は 35 分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問をされますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。また理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言をお願いいたします。それでは質問を許します。7 番面岡利昌君。

○7 番 (面岡利昌) 7 番面岡でございます。2 点質問をいたします。まず 1 点、地域事業者の健全育成について。地域の事業者が健全な経営が成り立ち、持続していくことが、ライフラインの維持、管理、修繕、災害時の即対応、町民の安心、安全のまちづくりの観点から大切であると考えます。そのためには、低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った業者が、落札者とならないよう入札制度を見直すことや、また、入札には、地元従業員の雇用、人材育成、経理状態の良い業者を参加させてはと考える。町長のご所見をお伺いします。

第 2 問、本町の地域創生についてお伺いをいたします。今日、地方創生は深刻な問題として国、県も深刻に捉えておりますが、人口減少、少子高齢化は、すでに始まり進んでおります。各自治体では、へき地から消滅してしまうというような心配が大きくなっており、このままでは、医療や介護、学校運営等の行政サービスが成り立たなくなる恐れがあります。このことに対して、本町の総合戦略でどのように捉えていくのか、具体的に町長のご所見をお聞かせください。以上です。

○議長 (平岡文男) 佐川町長。

○町長 (佐川秀紀) 面岡議員のご質問にお答えします。はじめに、地域事業者の健全育成についてのご質問でございますが、町内業者の皆様が災害時の対応など、町民の安全安心に大きな役割を果たしていただいておりますことは、十分認識しているところであり、いざという時に頼れるのは、やはり町内業者の皆様でございます。入札制度につきましては、低入札価格調査制度の運用から 10 年近くが経過し、その間、見直しも行なってきましたが、経済情勢も大きく変化をしてきており、そこで平成 27 年度には、そのあたりのことも十分勘案して、見直しを行う予定でございます。ご指摘をいただきました入札参加の要件につきましては、入札参加業者資格審査におきまして、経営事項も含めて審査をし、それに基づいて指名しておりますので、ご理解賜りますようお願い



いたします。

次に、本町の地域創生についてのご質問ですが、ご承知のとおり、まち・ひと・しごと創生法が、昨年施行されました。砥部町の総合戦略につきましては、これから具体的な方向性を出すこととなります。やはり、産業の振興、過疎地域の生活支援、切れ目のない子育て支援、といった所が大きな柱となってまいります。各事業者、各種団体など、住民の皆様と一緒に、砥部町の現状を考え、問題を洗い出し、将来の課題を見出して総合戦略計画を立ててまいりたいと考えております。以上で、面岡議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（平岡文男） 面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） 今、答弁をいただきました。2番の地域創生ということで、いろんなことをされる、またしなくてはいけないということではありますが、具体的に、やはり過疎地域が非常に深刻に、人口の問題とか、色々なっております。これは過疎地域、地方と言いますか、そういう地域の姿は、そのうちこの庁舎があります砥部町にも、近い将来には必ずなる、訪れてくるということでもありますから、どうしても今地域がさびれていくのを少しでも止めると言いますか、スピードを遅らせるとか、なんとか対策を考えていかななくてはいけないのではないかとということで、かなり深刻に、これは考えていただいて、そういう町、仕事、人ですか、町はありますから、人と仕事、こういうことを、ほんとに将来大変になるんだなということを考えていただいて、そういうことを専門に、対応するような、創生課というか、そういう担当の窓口をつくられて、人をつくる、また仕事をつくっていくというようなことに、住民の人の声を直接聞いて、それを専門的にするような担当場所と言いますか、そういう部署をつくられる考えはございませんか。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただ今の面岡議員さんのご質問でございますけれども、まち、ひと、しごとの地方創生のことにつきましては、昨年法律が施行されたというふうなことで、27年度に住民の皆様方、また議員の皆様方、職員一丸となって知恵を絞っていろんな角度からこの問題は全国的にどの市町村も検討していくというふうなことになるかと思っております。そういった中におきまして、ただその創生の窓口で住民の皆様方、当然今の住民の皆様方のご意見は聞いておるわけでございますので、その課をつくってから、いろんな意見を聞いたからそれが解決できるという問題ではないかというふうにも思っておりますので、十分そのあたりを検討した結果、そういった課を設けることが適当であるというふうな結論に至りましたら、つくることについてやぶさかではございませんけれども、今のところではそういったところで、そういうところと言うよりも、1つの総合戦略をしっかりと立てるといったところに重点を置きたいというふうに考えております。

○議長（平岡文男） 面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） 色々そういうふうな研究をされてやるんだということでもあります

けれども、やはりその町によって、色々と特徴とか、やり方があると思うので、右へ倣えと言うか、よそのことを参考にしてということではなくて、やはり本町の独自のそういうカラーを出していかななくては、これからそのことの、同じような横並びのことでは今後対応できないんじゃないかなという気がしますので、そこらあたりをもうちょっと深刻に考えていただいて、砥部町独自にやっていかななくては。だんだんこれ時間が経って、だんだん、だんだん自然に人口減が起こっていったら、極端な例というか、あれですけど、ぬるま湯からカエルをだんだん温めていったら、沸くまでわからず死んでしまうというようなことになりますので、かなり思い切ったことを、こういう大変な時期がある時は、考えられた方がいいんじゃないかなというふうに考えるんですが、そこらへん町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 私が先ほど答弁したというのは、いろんなところの例を倣ってというふうなことではなくて、これは全国的にやはり各自治体で知恵を絞って独自の政策を出していく、それが本当に住民の皆様方の役に立っていくというふうなことの競い合いであろうというふうに思っておりますので、決してそういった例をというふうなことは考えておりませんのでご理解をいただいたらと思います。

○議長（平岡文男） 西岡利昌君。

○7番（西岡利昌） 簡単で結構ですから、人口減、そういうふうに今消滅していくということは、かなり真剣に考えられておりますか。そこらへん、かなり難しい、大変な問題だなというふうに考えられておるのか、そこらへんをお伺いしたいんですが。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） この人口減少の問題というのは、本当に日本全国、いろんな推計の中では、いつこうなるであろうという推測がございますけれども、今、このことにつきまして、当然色んなこと考えられますけれども、すぐに今、西岡議員が言われますこうだというふうなことは誰も考えられにくいというふうな問題だと思いますけれども、この人口減少の問題と高齢化の問題につきましては、日本全国、もちろん砥部町につきましても、真剣に考えていかなければならない問題というふうなことは私は十分に認識をしております。

○議長（平岡文男） 西岡利昌君。

○7番（西岡利昌） 町長も深刻に考えておられるということでございますので、私もそういうふうに思っております。ひとつ何とか次世代にこういう恵まれた時期、バトンタッチしていくためにも、どうしても真剣に今の人たちで考えていかななくてはいけないと思います。そこらへんひとつ頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上で質問を終わります。

○議長（平岡文男） 西岡利昌君の質問を終わります。5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 5番佐々木隆雄です。本会議の初日に佐川町長が施政方針の中

でこのように言われました。初心を忘れることなく、町民の生活視点に立った身近な課題への取り組みを一步一步確実に進め、町民の皆様が幸せを感じ、心優しく笑顔で過ごすことができるまちづくりに全身全霊を傾けて取り組んでまいります、このように言われました。非常にいい言葉で結ばれておりました。これを聞いて私も議員として、町民の皆さんの声をこの議会に届け、ひとつひとつの要求が実現されるために、頑張っていかなければならないなと思った次第であります。そういうことで、今回できる限り町民の皆さんの視点からということで、6点準備をさせていただきました。うち4点は町長に、2点は教育長にお尋ねをいたします。まず第1点目に、マイナンバー制度に関することでございます。平成28年の1月から運用されるということで、マイナンバー制度が始まりますが、このマイナンバー制度の効果として、3つほど挙げられております。公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、そして3番目に行政の効率化が挙げられております。その中でこの3番目にある行政効率というところで、町にとってこのナンバー制度を運用することによって、どのような効率があるのでしょうか。そしてまたこの導入に当たって、議会でも委員会等々でも議論もあったかと思いますが、個人情報の漏えいの問題が出されて、いろんな不安に思うよというふうなそういうことなんかもありました。個人情報の漏えいや、不正使用などのデメリットも懸念されるというふうなことで、この制度の町民への制度や活用方法など情報提供もきっちり行っていかなければいけないなというふうに思っております。その点、具体的にどのような進め方をされるのか、町長にお尋ねをいたします。

2点目は後期高齢者の医療費の無料化を実現させていただきたいというふうなことでございます。平成27年8月から、中学校卒業までの医療費が入院・通院を含めて無料とする議案が提出されております。子育て支援の大きな柱の一つになるのではなかろうかと思っております。この話を今年の1月に私の住んでおります原町の老人会に呼ばれて、挨拶させていただいた中に、話をいたしましたら、さっそく次は我々後期高齢者の医療費無料化もぜひ実現してほしいなというふうな声も出されました。今年度の施策の中に、健康診査など保険事業に積極的に取り組み、医療費の適正化に努めるとあります。検診希望調査の案内、これ私の家に届いたものを見てみたんですけども、70歳以上の方、65歳から69歳の方で後期高齢者医療被保険者証を持参した人などは、肺がん、腹部超音波、歯周病、乳がん検診以外の検診が無料で受診できるとされています。この取り組みをもっともって強化すること、併せて後期高齢者の医療費の無料化を実施してはいかがでしょうか。町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

3点目は、住宅リフォーム助成制度についてでございます。これ一度、昨年度も取り上げさせていただいたんですが、今回は少し違った形で提案をさせていただきたいと思っております。木造住宅耐震化補助事業での耐震診断とセットで住宅リフォームの補助を行う予定が提出されております。2014年度政府補正予算の地域住民生活等緊急支援のための交付金、これを活用した取り組みが今回も提案されておりますが、国が示しているメニュー

一例を見てみたら、その中に地域しごと支援事業というふうな項目がありました。詳しくはちょっと十分に調べきれてはないんですが、このリフォームの助成制度というのも、その地域しごと支援事業に該当するのではないかなというふうに思いましたので、これを適用させたら住宅リフォーム制度への助成を取り組んではどうかというふうなことを3点目にお尋ねをいたしました。政府の補正予算というのは、新交付金が4,200億円。地域消費喚起・生活支援型に2,500億円。地域創生先行型に1,700億円ということで、地域創生先行型の中に、メニュー例の中に地域しごと支援事業というのがありましたので、付け加えておきます。

4点目は、職員の人事育成についてでございます。職員の資質向上や、やる気を高め、積極的なチャレンジ精神を養成することは重要なことだと思います。しかも、これはあくまでも、冒頭に言いましたように、町民のための仕事を進めるというふうなのが当然前提となるわけでございます。人材育成で、新たな人事評価制度を28年度から導入するとあります。現在の制度と新しい制度の違いについて、お聞きをしたいと思います。そしてまた、職員の現行の制度に関する評価がどのようなものなのか、併せて教えていただければと思います。

5点目、6点目は教育委員会の関係になりますが、広田地区3小学校の統廃合についてでございます。この間、広田地区では住民の声を集約しており、多分もう教育委員会の方には、その声のまとまったものも報告されているのではなかろうかと思えます。私も間接的に聞いたお話では、賛否両論あるというふうなことでございますし、比較的若い方は子どものことを考えてできる限り統合をしたらどうだろうと、で、その反対にずっと生まれ育った地域の方々には、地域から学校がなくなるのはさみしい、なんとか残してほしいというふうなそういう声なんかも出てるんだろうと思えますが、いずれにせよ統廃合について、言及をしているわけですので、今後この統廃合について、どのような進め方をされるのかを、お聞きしたいと思います。

最後6点目は井上正夫氏の業績を広める取り組みを進めてはどうでしょうかということでございます。町出身で、俳優、映画監督、書家でもあるそうなんです、井上正夫氏の業績を町内外に広く伝えるための取り組みをもっともっと強化してはいかがでしょうか。毎年行われておりますが2月7日の如月忌、並びに井上正夫会総会で、この間も第60回目で改めて私も氏の業績がいかにもすごかったんだなというふうなことを学びました。坂村真民記念館の企画展などに比べると、この井上正夫に関してはほとんど何もしていないような状況じゃないかなと思えます。もう少し真民記念館でやってるような企画展のようなものも、考えればあるのではなかろうかというふうにも思えます。せっかくこのような偉大な方が郷土の人でおいでるわけですから、もっともっと砥部町を全国に発信していくためには、この井上正夫についてももう少し事業化をしてはいかがでしょうかというふうなことで、教育長にお尋ねいたします。以上6点です。よろしくお願ひします。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員のご質問にお答えします。はじめに、マイナンバー制度についてのご質問ですが、マイナンバー制度は、平成25年5月24日にマイナンバー法が国会で成立したことを受け、制度の利用開始に向けた準備が進められており、現在の予定では、本年10月から住民の皆様一人一人に12桁のマイナンバーが通知され、平成28年1月から、社会保障や税などの行政手続での利用が開始されます。これにより、町ではこれまで様々な情報の照合、転記、入力などに要していた時間や労力が大幅に削減され、複数の業務間での連携が進み、作業の重複などの無駄も削減されるなど、行政効率が図られるものと考えております。ただ、この制度の周知につきましては、まだまだ不十分であると考えております。そこで、平成27年度予算で、マイナンバー制度PR用チラシを作成し、全戸に配布するとともに、広報誌やホームページを活用して住民の皆様にも周知を図ることとしております。さらに、全職員、議員の皆様にも、この制度を理解していただくべく、小冊子を作成して事前に配布をする予定にしております。いずれにいたしましても、この制度は行政運営の効率化のみならず、民間も含めた幅広い分野における住民の利便性向上を実現する可能性を秘めており、個人情報保護に留意しつつ、その活用については、幅広く検討する必要があると考えております。

次に、後期高齢者の医療費の無料化についてのご質問ですが、後期高齢者医療制度は、愛媛県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、県内全市町が加入し、県下一体となった運営を行っております。そのため、本町だけが特別に無料化などの助成を実施いたしますと、広域連合が進める医療費の適正化や、本町以外の後期高齢者の保険料への影響など、広域連合運営そのものに支障をきたすものと考えますので、現時点では助成の考えはございません。しかし、70歳以上の方など、検診費用の無料化のあり方につきましては、今後の消費税の増税に併せて、検診の自己負担額の見直しを行う予定でございますので、その際には、近隣市町の動向も踏まえながら検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、住宅リフォーム助成制度の導入についてのご質問ですが、住宅リフォーム助成制度を、国が示すメニュー例の地域しごと支援事業にも適用できないかということですが、ご承知のとおり、この事業の目的は魅力ある仕事づくりや、必要な人材の育成、定着などでございます。これから総合戦略を立てて行く上で、目標をどこに置くのか、目標に向けた数値指標をどのようにするのかを明確化し、住宅リフォーム助成が目標の達成に向けた手段と成り得るのかということをも十分議論しなければならないと思っております。また、平成23年の6月定例会で、町内の特定業者に偏るのは、公平性の観点から難しいということで、個人的な住環境の改善を目的としたリフォームについては、助成する考えはないことにお答えしております。基本的な考え方は変わりませんが、そのことも含めて、地方に仕事をつくり、安心して働けるための手段を議論してまいりたいと考えております。

次に、職員の人事評価制度についてのご質問ですが、現在本町では、砥部町職員の勤務評定に関する規則に基づき、全職員に対して年に1回の定期評価を、また、新規採用職員に対しましては9月に特別評定を行っております。昨年の5月に地方公務員法が改正され、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限処分、その他の人事管理の基礎とするよう、明確に定義付けられました。新たな人事評価制度の本質は、まさに人材育成であります。これまでの勤務評定では、上司からの一方的な評価のみで、評価結果が本人に知らされることなく、たとえ標準以下の評価を受けたとしても、どこを改善すれば評価を上げることができるかまでには及んでいませんでした。これに対し、新しい人事評価制度では、年度初めと終わりに評価者と評価される者が面談を行い、目標設定やフィードバックを実施することから、評価が高い職員については士気が高揚しますし、低い職員については、改善点が示されることにより、必要な指導、支援を受けることができ、組織全体のレベルアップにもつながります。また、新しい制度における業績評価については、職員ごとの目標を設定することから、課全体として目指す姿が明確になり、業務の進捗管理が容易になるほか、職員のやる気、達成感が得られるようになります。新しい人事評価制度の導入にあたっては、評価が人事管理の基礎になることから、評価者の甘辛など、バラつきがないよう、毎年評価者研修を行い、公平公正で、納得性の高い評価の実施につなげなければならないと考えております。また、この評価制度自体を常に見直すことにより、よりレベルの高い制度構築を目指してまいりたいと考えております。

次に、広田地区3小学校の統廃合と、井上正夫の業績を広める取り組みにつきまして、教育長が答弁をいたしますのでよろしくお願いをいたします。以上で佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。

○議長（平岡文男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。それでは、広田地区3小学校の統廃合についてお答えいたします。広田地区では少子高齢化が急速に進み、児童、生徒の減少も顕著であります。このような中、平成21年に広田中学校と砥部中学校が統合となったことは、ご承知のとおりです。そして現在、広田3小学校の児童数は、留学生を含めて33人、うち地元の児童は25人となっており、来年度以降もさらに減少が見込まれております。さて、今年1月に文部科学省は、公立小・中学校の適正規模・配置の基準や考え方を示した手引書を公表しました。統廃合の検討の根拠となるもので、少子化で今後増えるとみられる小規模校のデメリットを解消するためのものです。学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な問題ですが、あくまでも児童、生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目標や目的をよりよく実現するために行うものであります。また、学校の統廃合の適否については、教育内容や指導方法も十分勘案しつつ、保護者や地域住民と共通理解を図りながら検討する必要があります。

す。同時に学校は、地域のコミュニティの核として、防災や交流の場など、様々な機能を併せ持つとともに、地域の将来の担い手である子どもたちを育む場でもあり、まちづくりの在り方と密接な関係にあります。昨年、砥部町PTA連絡協議会から広田地区小学校の存続・統廃合に関する要望書が提出され、この2月には、保護者を中心とした広田地区小学校検討会から広田地区の3小学校統合に関しての要望書と、山村留学センター保護者からセンター存続の嘆願書が提出されました。学校の統廃合の具体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものではなく、保護者や地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた、丁寧な議論を行ってまいりたいと考えております。議員の皆様にもご協議させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、井上正夫氏の業績を広める取り組みについてのご質問ですが、ご承知のように、井上正夫氏は、砥部町を文化の里にまで押し上げた功績者であります。そして現在、井上正夫氏の遺徳を讃え、その偉業を顕彰し、町民の文化向上に資する目的で、井上正夫会があり、年1回、井上正夫氏の命日である2月7日に如月忌を開催し、故人を偲んでおります。この如月忌が66回と、長年にわたり継続されていることにつきましては、先人のご苦勞の賜物と頭が下がる思いであります。しかし、会員も高齢化が進み、会の存続が心配される場所でもあります。また、今は井上正夫氏の業績を知る人も少なくなっているのが現状だと思います。教育委員会としましては、井上正夫氏の業績を、町内外に広く伝え、若い人にも、会員になっていただき、会の活性化を図らなければならないと考えております。そのためにも、町内の小中学校へ、井上正夫氏について学習する機会を設けるよう働きかけるとともに、文化会館内にある井上正夫資料室の作品や資料を基に、専門知識のある学芸員の意見を伺い、また、井上正夫会の協力を得ながら、井上正夫氏のパンフレットを作製するなど、井上正夫氏の業績を広める取り組みに努めてまいりたいと考えております。以上で、佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 最初に確認をちょっとしていただきたいんですが、私は井上正夫さんの総会が60回というふうに質問の中で触れたんですが、66回ですか。それじゃすみませんが66回に訂正をお願いしたいと思います。まず町長にお尋ねをいたします。マイナンバー制度の関係でですね、私がかたまインターネットでこれを見てみましたら、内閣官房のページに、Q&Aの形で、全部で8項目、というか8分類、現時点で73の質問がありました。これは多分それぞれ行政の窓口担当の方だとかが多く質問されてるのかなと思うんですが、それぐらいあのやっぱり、しかもまだそれ追加されますというふうにもありましたから、まだまだこのわからないことがいっぱいあるんだなというふうに思いましたし、町長も答弁の中でも、私ども議員も含めてですね、パンフレットを作ったりいろんな学習をすることを機会も設けていただけるようなので、本当にこれ

丁寧にやっついていかないと、私もたとえば、このカードの中になんでもかんでも個人情報が入るのかなみたいなことも思ったんですが、実際にはそうではないというふうなことも書いてありますし、しっかりとこれは学習をしていかんといかんかなというふうに思いました。それから、いわゆるこの効率のところですね、例えば具体的には、このマイナンバー制度でそれに関わって、一部の職員の、この職員が、ここは削ることができるだとか、いうふうなことが考えられるかどうか、そういう、余った人材が別のところで活躍できるというふうなことが効率化の中にそこまで含まれるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（平岡文男） 重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。マイナンバーを統括しております総務課の方でちょっと答弁をさせていただいたと思います。行政の効率によって、職員が削減できるかということですが、ちょっとどういうふうな運用になってくるかところもまだ手探りの状況なので、どれだけの事務が効率化されるかというのが、なかなかちょっと把握できない状態でございます。具体的には所得証明とか、住民票の添付とか、そういったものが省略できるといったような、行政効率が図られるということですが、それに伴って、職員がどれだけ削減されるかということまではまだちょっと十分に把握されてない状況でございますので、その点十分今後また検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 確かにまだ始まってもないですし、なかなかわかりづらいかと思いますが、いい意味でですね、この制度の導入で業務効率が上がってますというのが、どうしても町民の側から見ましたら、役場の職員の方の数が減ること自身どうなんかなというのはあるんですが、この導入によって仕事が集約されて、少ない人数でも同じ仕事が、さらには質の高レベルの仕事ができるますよというふうなことがね、わかるようにやっていただければと思います。それと関連するわけではありませんが、人事評価制度についてお尋ねしたいと思います。町長のお話の中にもありましたが、評価する人、要するに上司と部下の関係で、現状ではですね、Aという上司はこういう性格でこういうことに気を付ければ自分の評価は高くなると、Bという上司はこういうところを、あの人はこういう視点でよく評価するから、みたいなことですね、上司によって部下の評価の基準が違ってくるみたいなのがどうもやっぱり現状ではまだあるみたいなんです。今度のところで評価者のそういう研修をしっかりと行って、評価する基準が、今、課長さんが十数人おいでますが、この人たちが同じ基準でですね、一人一人の部下の人たちの評価ができるというようなことになるというふうなことで、これは非常に大事なことだし、職員の皆さんにとっても、当然部署異動もあるわけですから、上司が変わって評価がコロッと変わるみたいなことがあるといけないんで、そういう意味では、この評価者の教育を受けることによって、公平な評価がされるというふうなことと、何よりも



2回言われたと思うんですけども、1回でしたですかね、面接をして、ちゃんと上司と部下との間で、目標を統合させようというようなことで、次の面接ではそれが実際にできているのかどうかだとかいうことがお互いに確認もできて、これはやっぱり一方的な評価じゃなくってですね、自己評価、それから上司の評価をすり合わせていくわけですから、本当にいい制度だと思いますので、しっかりとこれは取り組んでいただいて、本当に砥部町の職員、すばらしいなというふうに言っていただけるような取り組みにしていただければと思います。ちなみに、評価者と言われる方は、具体的にどういう役職の方なのか、ちょっと総務課長お聞きしたいんですけども。

○議長（平岡文男） 重松課長。

○総務課長（重松邦和） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。今現在、勤務評定をしております。これにつきましては、基本的に係長クラスとあと課長、課長補佐クラスと、色々ちょっと評価者が違っております。一般職員につきましては、まず課長補佐の方が評価をしまして、それについて今度は課長の方が、それについて調整を行うと、というような形になっております。そして、あと係長、補佐については、課長の方がまず勤務評定を行って、そのあと副町長の方が調整をすると、というようなことになっております。課長につきましては、副町長が評定を行い、それについて町長の方が調整を行うと、というような手順でやっております。以上でございます。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） この研修には、例えば町長や副町長、教育長は、これは対象外というふうになってるんでしょうか。はい、わかりました。できましたら、町長、副町長、教育長も一度どういうものなのか、見ていただければよりいいかなと思いますので、またその辺はご検討をお願いしたいと思います。続いて教育長の方にお尋ねします。広田の統廃合について、広田小学校3小学校の統廃合について、教育長も本当に丁寧な議論をしていかんといかんというふうにお答えをいただいたんですが、片方ですね、私も他のところのいろんなこう、統廃合の関係のものをなんかないかなと思って見ましたら、地域によっては、というか自治体によっては、条例を作って、そこで統廃合について記述してるんですが、砥部町の場合には、そういう学校の統廃合について、何か法的に記載したもの、条例等がおありなんでしょうか。

○議長（平岡文男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。議員のご質問にありましたような、法的なものはどうかということですが、砥部町の場合は条例その他の規則、要項といったものは現在ないように心得ております。ただ、平成17年に砥部町が、砥部町と広田村が合併した折に、砥部町新町行財政改革大綱というものをまとめ上げて、その中に、これは年次ごとに改革もすることになっておりますが、その項目の1個の中に、小学校のあり方の検討というのが十六項目目に書かれております。その中に、現状に対する問題点、評価というところがありまして、その検討事項でござ

いますが、広田地区の小学校はいずれも小規模校で、複式学級による学級編成を組まざるを得ない現状である。少人数学級は一人ひとりに目が届き、児童相互や先生との良好な関係が構築できる等のメリットがある反面、大勢の中で切磋琢磨する教育を受けられない問題点を抱えている。また、過疎化や少子化による平成27年度の推計値では、玉谷小5人、高市小3人となる状況にもある。この教育効果の向上や学校運営の合理化の観点から、小学校のあり方について検討する必要があると、そういう検討がなされており、そのことを踏まえて、具体的な方法としまして、小学校は地域社会の中心的存在であるため、地域住民と共通理解のもと進めていく必要がある。そこで、保護者や地域住民との懇談を行い、今後の小学校のあり方について検討していくとあります。このことにつきまして、これを基本に現在進めていく考え方であります。以上で佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 地方自治法の第244条で、公の施設というふうなものを定義しております。その同条の2で、公の施設の設置、管理及び廃止について、定めている条文があるそうです。ここで言う公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設のことである、というふうなことで、それぞれこれは設定している自治体によって具体的に小学校だ、図書館だというふうなところを挙げてるところもあるそうなんですけども、この地方自治法ではそういうふうなものがあるし、最初に言いましたように、現にそこで条例に基づいて統合、廃合を決めたというふうなところもあるようなんですが、私いいか悪いかちょっとわかりませんが、より丁寧に進めていく上では、条例の整備というのも、ひよっとしたら考えられてた方が、今後、いわゆる今も言いました公の施設というふうなことでしたらですね、別に学校以外にもあるわけですから、何か改めてこの広田地区の小学校の統廃合を例にとって申し訳ないんですけども、たまたま公の施設というふうなものの統廃合についての条例制定なんかがあるというふうなことがありましたので、これはこの場での質問ということではありませんが、今後町行政のところですね、検討はしておいていただければいいかなと思いますので、紹介だけさせていただきます。最後に井上正夫の業績を広めるという取り組みということで、例えばパンフレットの作成なんかも考えられているということで、少し広めていこうというふうなことでの回答いただきました。ぜひぜひこれは質問の中でも言いましたんですが、私自身が認識不足もあつたんですけども、井上正夫さんという方、ただ砥部の出身の人だけだというふうなことしかなかったんですけども、どうもそうではなかったというふうなことを改めて思いましてですね、本当にこう、砥部に住む一員として一生懸命これは広めていかないかなというふうに思いましたので、今回こうやって質問もさせていただきました。ぜひこれは他の議員の皆さんも含めてなんですけども、砥部町を挙げて広めていきたいと思っております。以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君の質問を終わります。ここでしばらく休憩をいたします。再開は10時40分でございます。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（平岡文男） 再開いたします。3番菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 3番菊池伸二です。議長の許可を得ましたので、2件について質問させていただきます。1点目、地方創生の戦略の推進についてお伺いいたします。我が国の人口は、減少局面に入っております。若者の地方からの流出と東京圏への一極集中が進み、首都圏への人口の集中度は、諸外国に比べて圧倒的に高くなっています。このままでは、人口減少を契機に、消費市場の縮小、人手不足による産業の衰退などを引き起こす中で、地域の様々な社会基盤を維持することも困難な状態に陥っています。このような状況を踏まえ、政府は昨年11月に成立した、まち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全体の人口減少の展望を示した長期ビジョンと地方創生のための今後5年間の総合戦略を昨年12月27日に閣議決定しました。都道府県の市町村には、2015年度までに地域の実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務として課されています。この地方創生は、地方の自立につながるよう、地域の資源を生かし、責任を持って戦略を推進できるかどうかにかかっているといえます。自治体によっては、計画策定のためのノウハウや人材が不足しているところが少なくないと思われ、政府は戦略づくりを支援するため、国家公務員や大学研究者などを派遣する制度を設けているとしています。また、地域の事情を良く知るNPO法人や民間団体とも連携していくことも重要です。そこで、砥部町の地方創生戦略の推進についてお伺いいたします。まず1、まち・ひと・しごとを創生する戦略を立てるための人材の確保について。2、周辺市町との連携のあり方について。地方移住の推進についての現状と今後について。4、結婚、出産、子育て、教育の環境整備の現状と今後について。5、地域産業の競争力強化や企業誘致への取組について。以上、町長のお考えをお聞かせください。

2点目、いじめ防止取組についてお伺いいたします。一昨年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、砥部町でも基本方針の作成や組織の設置など対策を進めていると思います。こうした法律の措置を着実に進めていくのはもちろん、各学校においては、日頃からの地道な未然防止の取り組みが必要です。文部科学省が昨年10月に発表した全国の小中高校、特別支援学校における2013年度のいじめ認知件数が約18万5千件で、依然として多くのいじめが確認されております。このような状況を打開するため、文部科学省では、いじめ防止に効果があった事例として、生徒主体の取組、子供サミット、特徴的なプログラム、校内体制の整備の4分野を昨年11月に公表しました。ここで4分野について各学校での取り組み例を挙げます。取り組み例として1、生徒主体の取組、これ

は秋田県の小学校です。小学校いじめ防止基本法を策定、早期発見のための取り組みとして、これまでは全校児童対象の生活アンケート、丘の子ニコニコアンケートを年2回、7月、12月に実施し、子どもの悩みや友人関係の把握に努めるとともに、生活アンケートの結果を基にして学級担任と各児童が面接、丘の子トークを行い、年2回7月、12月、子どもの悩みや不安等を聞き取っている。2点目、いじめ未然防止関わる児童の活動として、児童会役員が中心となり、いじめ防止を呼びかける自作劇を上演するとともに、児童会役員の意見を基に丘の子にこの5か条を策定する等、積極的に啓発活動を行う。2点目、子どもサミット。複数の学校の児童が集まるものを子どもサミットとしております。これは群馬県の高校です。いじめ防止フォーラムの実施。いじめ防止フォーラムは県教育委員会がオール県の体制で実施しています。いじめ問題対策推進事業の中心事業だと思えます。設置者や校種を問わず、県内すべての小、中、高、特別支援学校を対象とし、県内12区で実施される児童生徒は校種を超えて班を構成し、いじめ防止等に向けた活発な意見交換を行っている。3、特徴的なプログラム。これは神奈川県の中学校です。いじめ防止教室、これは1学年です。いじめ防止プログラム、これは2年生です。を実施するとともに、希望生徒、先ほどのいじめ防止教室といじめ防止プログラムを経験した人を対象に生徒の自治活動でいじめ防止を図れるように取り組んでいるそうです。3年間継続して取り組むことにより、いじめを絶対に許さない校風が生徒に定着しております。4、行内体制の整備。これは北海道の高校です。いじめが生まれにくい環境をつくるため、生徒と教職員が信頼してチームで解決する環境づくりと、警察と連携した取り組みを推進している。相談体制の充実として、個人面談の充実のほか、生徒が自分自身で安全・安心を脅かされている状況にあると感じた場合に、電子メールで相談できる絆ネットを開設し、生徒が相談できる方法を複数設定するなど、いじめ等の早期発見に努めている。警察との連携として、創作物の作成や、防犯啓発リーフレットの配布など、警察との日常的な連携を行うとともに、いじめ等の問題行動が生じた場合、発生した場合に、迅速的に連携して対応することができる体制を構築している、ということです。そこで、教育長にお伺いいたします。砥部町の小中学校では、どのようないじめ問題に対する取組みをお考えですか、お聞かせください。以上2質問よろしくお願いたします。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えをいたします。はじめに、地方創生戦略の推進についてのご質問ですが、まず戦略を立てる人材の確保につきましては、現在のところ職員により行うことを考えております。周辺市町との連携につきましては、現在、松山市と圏域全体の経済成長や、生活関連機能サービスの向上に向けた新しい連携の方法について事務的協議を行っており、積極的な連携を進めてまいりたいと考えております。地方移住の推進についての現状と今後でございますが、現在、移住に関する問い合わせは数件あるものの、それが移住には繋がっておりません。過疎地域の生活支援

という方向性の中で、移住・定住についての明確なビジョンを示さなければならないと考えております。結婚、出産、子育て、教育の環境整備の現状と今後でございますが、子育て支援に関しましては、平成26年度に策定する、子ども・子育て支援事業計画、第二次健康づくり計画に沿って、進めて行くこととなります。地方版総合戦略との整合性を図りながら、実効性のある目標を定めたいと考えております。地域産業の競争力強化や企業誘致への取組につきましては、県と連携して、ブランド力向上、新商品の開発等を積極的に展開する中で、企業誘致も含めて、今までにない視点で地域性を最大限に生かすことが必要だと考えておりますので、よろしく願いいたします。次に、いじめ防止の取組につきましては、教育長が答弁をさせていただきます。

○議長（平岡文男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 菊池議員のご質問にお答えいたします。それでは、いじめ防止の取組についてお答えいたします。ご指摘のとおり、いじめ防止対策推進法の施行を受け、各学校において基本方針を策定するとともに、PTAや民生児童委員、警察等の外部人材を加えた対策組織を設置し、いじめ防止の取り組みを進めております。学校では基本方針に沿って、人権教育、道徳教育の充実などによる未然防止や定期的なアンケートによるいじめの早期発見に努めており、校内体制の確立により、教員が問題を抱え込むことなく、学校ぐるみでいじめの解消にあたっております。教育委員会としましては、学校の取り組みを支援するとともに、現在、努力義務となっております市町主体による基本方針の策定、関係機関との連絡協議会の設置を検討しております。また、相談体制の整備として、現在、ハートなんでも相談員やスクールカウンセラー、あるいは心の教育相談員を設置しておりますが、いじめや不登校の背景にある家庭環境の問題に対応するため、平成27年度から新たにスクールソーシャルワーカー、福祉士を配置し、社会福祉的な側面からの支援体制も整えております。それぞれに個性があり、心身ともに成長段階にある児童・生徒が集う学校において、いじめの防止は簡単なものではありませんと認識しております。本町では法律の施行以前から、学校が行なってきた様々な対策により、いじめの件数は減少傾向にあります。児童生徒主体の取り組みなど、効果のあった事例を参考に未然防止に努めるとともに、早期発見、早期解決のために地道な努力を積み重ねていくことが重要だと考えております。以上で、菊池議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（平岡文男） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 町長、教育長、ありがとうございました。まず地方創生について再質問させていただきます。やはり地方創生に向けての重要なことは、地方での仕事づくり、生活ができるようにすることだと思います。研修や不安定な就業直後の所得を確保するなど、新規就農や就業者を支援すること、また、都市部の若者らが過疎化地域に移り住み、地域活動に従事してもらう地域おこし協力隊の充実や、地方へのUターン、Iターン、Jターン就職に際して、住居や就労を一括して支援していただくこと、また

女性の支援のために指導的地位に占める割合を高めることや、女性のがん検診率のアップ、子宮頸がん、乳がん検診のクーポン券の配布などを通しての早期発見をすること。また、若者支援では非正規社員に対する人材教育などに取り組む企業を対象とした助成金により、非正規社員の正社員化を進めていくことが重要だと思います。そこで、今の3点についてお伺いします。まず1点目、住居や就労を一括して支援することについて、いかがでしょうか。2点目、女性検診のクーポン券の配布について、いかがでしょうか。3点目、非正規社員の正社員化について、助成金を出すことについていかがでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えをいたします。いろいろご提案をいただきましてありがとうございました。今の内容につきましては、今後の地方戦略の中で考えていきたいと思っておりますし、またUターン、Iターンの問題につきましても、私以前から考えております、例えば広田の地域につきましては、これから空き家も出るであろうというふうなことでございまして、私はこれからはある程度農地で土地で農業をある程度やりもって就業するというふうな人が、これからの団塊の世代の人には多くなってくるのではないかとというふうなこともございまして、農地の利用規制等もございまして、そういったことにつきましても考えていきたいというふうにも思っておりますし、クーポン券の問題につきましては、ご提言もいただきましたので、十分検討をさせていただきます。実現が可能であれば、そういった方向でも検討をさせていただきますというふうにも思っております。また、正規職員の問題とか、そういった問題については、当然そういったことでございまして、今、菊池議員さんご提案をいただきました内容等も十分これからの地方戦略の検討の中で生かしていきたいというふうに思っております。

○議長（平岡文男） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 町長ありがとうございました。地方創生についてもこれからの砥部町について期待をしておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。続きましていじめ防止取組について教育長にまたお伺いいたします。今現在テレビなどでよく出ている、今、中学1年生の痛ましい事故が起きました。そこでいつも気にすることは、学校、教育委員会、また教育長、それと理事者との関連が、その連携というのがなかなかできてないというのが、よく感じるんですけども、砥部町についてはそういう連携、または対応とか対策については、どのようになっているのか、教育長、よろしくお願いたします。

○議長（平岡文男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 菊池議員さんのご質問にお答えいたします。学校での子どものいじめ、あるいは様々な問題について、学校が抱え込んでおる状況があるというその点で、教育委員会、あるいは町、理事者等どのような把握をして取り組んでおるのか、と

いうご質問ではないかと思えます。1つ目は、様々ないじめ、あるいは不登校に関しても、子どものいろんな困難を家庭の問題もありますけども、学校が一抱えにして解決しようとする、外へは出さないという風潮がありました。それだけで学校の解決にはできない問題が様々生じております。そこで国、県、市町におきましても連携を深めて、子どもたちが健全に育つようにという取り組みに強調してまいりました。砥部町の現在の状況を考えてみますと、特に教育委員会と学校との繋がりを特に大切に考えております。と言いますのは、学校でのいじめ問題の報告、あるいは生徒の問題につきましても、必ず気軽に報告するという、報告の体制を教育委員会として特に学校長を中心に学校に啓発しております。そのためにはやはりこう、気軽に話せる両者の関係、教育委員会が監視役といったようなそういうイメージではなくて、学校を教育委員会が補完、フォローしていると、そういう感覚を持ってもらいたいというところを、特に重要視しております。また、それぞれ報告、校長会等で毎月開くわけですけども、情報交換をして、町内の6小学校と1中学校の校長の各現場の状況を共有して、取り組んでいく体制を整えております。特に教育委員会、また、町に対しても、首長に対しても教育委員として、町の学校教育の問題について、常に報告し、示唆や支持をいただいて、理事者、教育委員会、学校との連携を特に強調して取り組んでおります。現在、町内でのいじめは先ほどお答えさせていただきましたけども、年次減少の状況でありまして、そこらあたりは今までの取り組みの方向が効果を上げているのではないかなと思っておりますが、このいじめ、自殺等、そういった問題につきましても、どこでいつ何が起こるかわかりません。そのための児童生徒の把握を常にいろんなアンケート、あるいは、週、月に1回の友達調査とか、そういった悩み相談のアンケートを小学校、中学校、配布して、子ども把握に取り組んで事前把握、あるいは早期発見の取り組みに力を入れているところであります。以上で菊池議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（平岡文男） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） ありがとうございます。もう1点だけ質問させていただきます。これもメディア等で最近聞いた問題なんですけれども、先生が生徒に対する体罰、この間起きた事件ですけども、ちょっとひどかったなと感じてるのは、黒板の字を書かなかった子どもに対して、平手打ちをしたと。それでこけた子どもの腹を蹴つたというような事例が出ております。砥部町にはないと思うんですけども、そういう事例、あるかどうか、最後に教育長、よろしくお願いします。

○議長（平岡文男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 菊池議員さんのご質問にお答えいたします。町内での教職員の子どもに対する体罰等の事例はあるかということでございますけれども、このことにつきましては、学校の教育活動の中で、子どもを指導する中で、教職員が感情的に手が出るということはあってはならないことで、これは日頃の教員の研修の中で勉強しておりますけれども、ないわけではない、特にやっぱり指導の中でそういう分別ができない状

況の時に、頭をコンと叩いたり、足で蹴るといのは動物と同じで、そういうあつてはならない人間的な指導ではないわけですが、特に手で圧力をかける事例は1、2件、年に出てまいります。その時には保護者、あるいは子ども生徒の納得いく説明をして、また教職員も反省をして、その後の子どもと教師の人間関係が構築されるような対応を取っておりますが、それ以前の問題として、あつてはならないことはならんと、ならんことはならんということで、教職員は自覚しながら教育に携わっている現状であります。以上で菊池議員さんのご質問にお答えいたします。

○議長（平岡文男） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） ありがとうございます。今後とも教育関係のことを教育長がしっかり目を光らせていただいて、いじめのない砥部小学校中学校にしていきたいと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（平岡文男） 菊池伸二君の質問を終わります。以上で、一般質問を終わります。

本日の議事日程はすべて終了をいたしました。本日はこれで散会いたします。

午前11時6分 散会



平成 27 年第 1 回砥部町議会定例会（第 3 日） 会議録

|                                                                      |                                                                                                                       |                                                                      |                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 招集年月日                                                                | 平成 27 年 3 月 18 日                                                                                                      |                                                                      |                                                                     |
| 招 集 場 所                                                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                              |                                                                      |                                                                     |
| 開 会                                                                  | 平成 27 年 3 月 18 日 午前 9 時 30 分 議長宣告                                                                                     |                                                                      |                                                                     |
| 出席議員                                                                 | 1 番 小西昌博<br>4 番 松崎浩司<br>7 番 西岡利昌<br>10 番 山口元之<br>13 番 土居英昭<br>16 番 三谷喜好                                               | 2 番 古川孝之<br>5 番 佐々木隆雄<br>8 番 大平弘子<br>11 番 西村良彰<br>14 番 中島博志          | 3 番 菊池伸二<br>6 番 森永茂男<br>9 番 政岡洋三郎<br>12 番 井上洋一<br>15 番 平岡文男         |
| 欠席議員                                                                 | なし                                                                                                                    |                                                                      |                                                                     |
| 地方自治法<br>第 121 条<br>第 1 項の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏名 | 町 長 佐川 秀紀<br>教育長 武智 省三<br>広田支所長 佐伯 修二<br>戸籍税務課長 岡田 洋志<br>介護福祉課長 門田 伸介<br>産業振興課長 萬代 喜正<br>国体推進課長 西松 伸一<br>学校教育課長 坪内 孝志 | 副町長<br>総務課長<br>企画財政課長<br>保険健康課長<br>建設課長<br>生活環境課長<br>会計管理者<br>社会教育課長 | 上田 文雄<br>重松 邦和<br>大江 章吾<br>相原 清志<br>白形 敏明<br>柿本 正<br>大野 哲郎<br>前田 正則 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                                   | 議会事務局長 丸本 正和<br>庶務係長 中山 晃志                                                                                            |                                                                      |                                                                     |
| 傍聴者                                                                  | 2 人                                                                                                                   |                                                                      |                                                                     |

平成 27 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

- 日程第 1 議案第 1 号 砥部町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定  
について
- 日程第 2 議案第 2 号 砥部町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定  
について
- 日程第 3 議案第 3 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う関係条例  
の整備に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4 号 砥部町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を  
定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6 号 砥部町行政手続条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 7 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 8 号 砥部町地域審議会条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 9 号 砥部町手数料条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 10 号 砥部町立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例の一部改正に  
ついて
- 日程第 11 議案第 11 号 砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の  
一部改正について
- 日程第 12 議案第 12 号 砥部町保育所条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 13 号 砥部町広田保育所条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 14 号 砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正について

- 日程第 15 議案第 15 号 砥部町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 16 号 砥部町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 17 号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 18 号 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 19 号 砥部町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 20 号 砥部町農業集落排水施設条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 21 号 平成 26 年度砥部町一般会計補正予算(第 6 号)
- 日程第 22 議案第 22 号 平成 26 年度砥部町とべの館特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 23 議案第 23 号 平成 27 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 24 議案第 24 号 平成 27 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 25 号 平成 27 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 26 議案第 26 号 平成 27 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 27 号 平成 27 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 28 議案第 28 号 平成 27 年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第 29 議案第 29 号 平成 27 年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第 30 議案第 30 号 平成 27 年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第 31 議案第 31 号 平成 27 年度砥部町公共下水道事業会計予算

日程第 32 議案第 32 号 平成 27 年度砥部町水道事業会計予算

日程第 33 請願第 1 号 手話言語法(仮称)の早期制定を求める意見書の提出を求める  
ことについて

日程第 34 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 35 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 36 伊予市外二町共有物組合議会議員の選出

日程第 37 議員派遣

追加日程第 1 報告第 1 号 平成 27 年専決処分第 1 号の報告について  
(26 砥建改第 1 号生活道路八倉竹ノ下線道路改良工事請負  
契約に係る変更契約の締結について)

追加日程第 2 議案第 33 号 砥部町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する  
条例の一部改正について

追加日程第 3 議案第 34 号 砥部町・広田村新町建設計画の変更について

追加日程第 4 発議第 1 号 砥部町議会委員会条例の一部改正について

追加日程第 5 発議第 2 号 砥部町議会会議規則の一部改正について

追加日程第 6 発議第 3 号 手話言語法(仮称)の早期制定を求める意見書提出について

・閉 会

平成 27 年第 1 回砥部町議会定例会  
平成 27 年 3 月 18 日（水）  
午前 9 時 30 分開議

○議長（平岡文男） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 議案第 1 号 砥部町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の  
制定について

日程第 2 議案第 2 号 砥部町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の  
制定について

日程第 3 議案第 3 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う関係  
条例の整備に関する条例の制定について  
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第 1 議案第 1 号から日程第 3 議案第 3 号までの条例の制定 3 件を一括議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。森永厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（森永茂男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 1 号、第 2 号及び第 3 号の条例の制定 3 件について、審査の結果をご報告申し上げます。まず、議案第 1 号砥部町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、第 1 条で条例の趣旨を規定し、第 2 条で研修を受ける場合や厚生に関する計画の実施に参加する場合などに、職務専念の義務を免除されることができる旨の規定をしています。次に、議案第 2 号砥部町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定については、第 1 条で条例の趣旨を規定し、第 2 条で勤務時間その他の勤務条件は、一般職の例による旨の規定をしています。なお、この 2 つの条例はいずれも、平成 27 年 4 月 1 日において現に在職する教育長が欠けた日又は平成 29 年 2 月 17 日のいずれか早い日から施行することとしています。次に、議案第 3 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、条例の一部改正 5 件と条例の廃止 1 件について規定するもので、第 1 条で砥部町公告式条例の一部改正、第 2 条で砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、第 3 条で砥部町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正、第 4 条で砥部町特別職報酬等審議会条例の一部改正、第 5 条で砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正を行うとともに、第 6 条で砥部町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止することとしています。なお、第 1 条及び第 3 条の規定は平成 27 年 4 月 1 日から、その他の規定は同日において現に在職する教育長が欠けた日又は平成 29 年 2 月 17 日のいずれか早い日から施行することとしています。以上、

議案第1号、第2号及び第3号の3議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴うものであり、いずれもその内容は適正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。討論、採決については、1件ずつ行いたいと思います。

議案第1号砥部町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、討論を行います。討論はございませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） なしと認めます。

これから議案第1号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願ひます。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第2号砥部町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第2号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願ひます。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第3号地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第3号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願ひます。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決をされました。

~~~~~

日程第4 議案第4号 砥部町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第4議案第4号砥部町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。森永厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（森永茂男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第4号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第4号砥部町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法の施行に伴い、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用者負担額を定めるものです。第1条では、条例の趣旨を規定し、第2条において、町内、町外を問わず新制度に移行する公立に係る利用者負担額は、政令で定める額を限度として、規則で定めることとしています。また、私立に係る利用者負担額についても、規則で定めることとしています。第3条では、利用者負担額の減免について規定しています。なお、この条例は、平成27年4月1日から施行することとしています。その内容は適正と認められ、よって、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はございませんか。  
[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。  
これから議案第4号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。  
[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決をされました。

~~~~~

日程第5 議案第5号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第5議案第5号砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運



営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。本案について委員長  
の報告を求めます。森永厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（森永茂男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第5  
号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第5号砥部町放課後児童健全育成  
事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、児童福祉法の改正に  
伴い、放課後児童クラブに関する基準を条例で定めることになったものです。内容は、  
厚生労働省令で定める基準と同様に、この基準を最低基準とすることや、事業の一般原  
則、設備の基準、職員、虐待等の禁止、運営規程、開所時間及び日数、事故発生時の対  
応などについて規定しています。なお、附則において、この条例は、平成27年4月1日  
から施行することとし、職員に関する経過措置も規定しています。その内容は適正と認  
められ、よって、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、こ  
こにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございません  
か。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第5号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告  
のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第5号は、委員長  
の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第6 議案第6号 砥部町行政手続条例の一部改正について  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第6議案第6号砥部町行政手続条例の一部改正についてを議  
題といたします。本案について委員長の報告を求めます。西村総務常任委員長。

○総務常任委員長（西村良彰） 総務常任委員会に付託されました、議案第6号につい  
て、審査の結果をご報告申し上げます。議案第6号砥部町行政手続条例の一部改正につ  
いては、行政手続法の改正を踏まえ、本町の条例についても同様の改正を行うものです。  
条例の主な改正内容は、行政指導の方式について規定する第33条に、行政指導をする際  
に、許認可等をする権限等を行使し得る根拠を相手方に示すことを義務付ける規定を加  
えています。また、第34条の2として、法律又は条例の要件に適合しない行政指導を受

けたと思う場合の、行政指導の中止等を求める手続に関する規定を新設、第34条の3として、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める手続に関する規定を新設しています。また、第33条の改正に伴い、附則において、砥部町税条例で引用する字句の改正を行っています。なお、この条例は、平成27年4月1日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はございませんか。  
[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。  
これから議案第6号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。  
[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第6号は、委員長の報告のとおりを可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第7号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第7議案第7号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。森永厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（森永茂男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第7号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第7号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正については、条例別表に定める砥部町就学指導委員会の名称を、砥部町教育支援委員会に改めるとともに、担任する事項について、早期からの教育相談、支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した教育支援の充実を図ることができるよう改めるものです。また、附則において、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中の名称についても、教育支援委員に改めています。なお、この条例は、平成27年4月1日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第7号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決でございます。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第8号 砥部町地域審議会条例の一部改正について  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第8議案第8号砥部町地域審議会条例の一部改正についてを議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。西村総務常任委員長。

○総務常任委員長（西村良彰） 総務常任委員会に付託されました、議案第8号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第8号砥部町地域審議会条例の一部改正については、新町建設計画の計画期間を5年間延長することに伴い、第2条において、合併の日から平成27年3月31日までとしている広田地区地域審議会の設置期間を、平成32年3月31日まで5年間延長するものです。改正内容は適正と認められ、よって、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第8号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決をされました。

~~~~~

日程第9 議案第9号 砥部町手数料条例の一部改正について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(平岡文男) 日程第9議案第9号砥部町手数料条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(山口元之) 産業建設常任委員会に付託されました、議案第9号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第9号砥部町手数料条例の一部改正については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改められたことに伴い、第2条第28号において引用している当該法律名を改めるものです。なお、この条例は、平成27年5月29日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(平岡文男) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(平岡文男) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

[討論なし]

○議長(平岡文男) 討論なしと認めます。

これから議案第9号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長(平岡文男) 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決をされました。

~~~~~

日程第10 議案第10号 砥部町立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(平岡文男) 日程第10議案第10号砥部町立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。森永厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(森永茂男) 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第10号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第10号砥部町立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例の一部改正については、子ども・子育て支援法の施行に伴い、入園料について規定している第3条及び第4条を削っています。また、第2条、第5条、第6条の授業料に関する規定について、所要の改正を行うとともに、附則第3項として、授業料の額に関する経過措置の規定を加えています。この条例は、平成27年4月1日か

ら施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第 10 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決をされました。

~~~~~

#### 日程第 11 議案第 11 号 砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第 11 議案第 11 号砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正についてを議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。森永厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（森永茂男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 11 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 11 号砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正については、陶街道ゆとり公園内に整備したグラウンドゴルフ場の利用料金に関する規定を条例別表に加えるもので、半日の利用につき、一人当たり 200 円、1 団体 15 人以上の場合は一人当たり 160 円とし、用具の貸出は、1 回につき、1 セット当たり 100 円としています。なお、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。佐々木隆雄君。

○5 番（佐々木隆雄） すみません。昨年度の予算審議のところで、当時、町民の皆さんからもいろんな意見もあって、議論もした経過がございます。私も少し予算を削った

らどうだというふうな修正の動議も出さしていただいたんですが、この間工事費も安くなったりというふうなこともあって、当初より安くなったことは非常に喜ばしいことだと思っております。それで、実際にですね、これがスタートして年間どれくらいの方がグランドゴルフで利用をいただけるのか、その辺について、1点お尋ねいたします。

○議長（平岡文男） 森永委員長。

○厚生文教常任委員長（森永茂男） グラウンドゴルフ場の利用人数の質問でございますが、町内の利用者が年間3,700人。そして町外から合わせて年間4,000人程度を予定しております。以上です。

○議長（平岡文男） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第11号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決をされました。

~~~~~

日程第12 議案第12号 砥部町保育所条例の一部改正について  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第12 議案第12号 砥部町保育所条例の一部改正についてを議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。森永厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（森永茂男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第12号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第12号 砥部町保育所条例の一部改正については、子ども・子育て支援法の施行及び児童福祉法の改正に伴い、保育の実施に関する規定や保育料に関する規定を整備するものです。利用者の負担額に関する質疑に対して、基本的には現行とほとんど変わらないとの回答がありました。なお、この条例は、平成27年4月1日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。よろしく願います。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第 12 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決をされました。

~~~~~

日程第 13 議案第 13 号 砥部町広田保育所条例の一部改正について  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第 13 議案第 13 号砥部町広田保育所条例の一部改正についてを議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。森永厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（森永茂男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 13 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 13 号砥部町広田保育所条例の一部改正については、児童福祉法の改正に伴い、条文中の保育の実施を保育の利用に、保育に欠けるを保育を必要とするに改めるなど、法律の改正内容に沿った改正を行うものです。なお、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願います。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第 13 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 14 議案第 14 号 砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正について  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第 14 議案第 14 号砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正についてを議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。森永厚生文

教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（森永茂男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 14 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 14 号砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正については、児童福祉法の改正に伴い、放課後児童クラブの対象児童を小学 1 年生から 3 年生としていたものを、小学 6 年生まで拡大するとともに、施設ごとに 20 人以上 40 人以内としていた定員を、支援の単位ごとにおおむね 40 人以下に改めるものです。なお、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はございませんか。  
[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。  
これから議案第 14 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願ひます。  
[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数でございます。ご着席ください。よって、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 15 議案第 15 号 砥部町子ども医療費助成条例の一部改正について  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第 15 議案第 15 号砥部町子ども医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。森永厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（森永茂男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 15 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 15 号砥部町子ども医療費助成条例の一部改正については、平成 27 年 8 月 1 日以後に行われた子どもの医療にかかる医療費の助成を、中学生の通院まで拡大するもので、この改正により、出生から中学校卒業までの医療費にかかる自己負担がなくなります。改正内容は適正と認められ、よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。



[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第 16 議案第 16 号 砥部町介護保険条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第 16 議案第 16 号砥部町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。森永厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（森永茂男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 16 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 16 号砥部町介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行令の改正に伴い、所要の条文整備を行っています。また、平成 27 年度から平成 29 年度までの第 1 号被保険者の介護保険料については、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から、国の定める標準段階がこれまでの 6 段階から 9 段階に改正されたことに伴い、国の標準どおり 9 段階とし、保険料基準額は、現行どおり 6 万 7 千円としています。なお、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第 16 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 16 号は、委員

長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 17 議案第 17 号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営  
に関する基準を定める条例の一部改正について  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(平岡文男) 日程第 17 議案第 17 号砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。森永厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(森永茂男) 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 17 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 17 号砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、厚生労働省令で定める基準の改正に伴うもので、定期巡回・随時対応型訪問介護看護をはじめ、認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護などの各種サービスの基準について、省令の改正内容に沿った改正を行っており、第 9 章では、事業の名称を複合型サービスから看護小規模多機能型居宅介護に改めています。なお、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長(平岡文男) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(平岡文男) 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長(平岡文男) 討論なしと認めます。  
これから議案第 17 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願ひます。  
[起立多数]

○議長(平岡文男) 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 18 議案第 18 号 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備  
及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護  
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例  
の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(平岡文男) 日程第18議案第18号砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。森永厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(森永茂男) 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第18号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第18号砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、厚生労働省令で定める基準の改正に伴い、介護予防認知症対応型通所介護や介護予防小規模多機能型居宅介護などの各種サービスの基準について、省令の改正内容に沿った改正を行うものです。なお、この条例は、平成27年4月1日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第18号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長(平岡文男) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(平岡文男) 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長(平岡文男) 討論なしと認めます。  
これから議案第18号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願ひます。  
[起立多数]

○議長(平岡文男) 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第19 議案第19号 砥部町公共下水道条例の一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(平岡文男) 日程第19議案第19号砥部町公共下水道条例の一部改正についてを議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(山口元之) 産業建設常任委員会に付託されました、議案第19号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第19号砥部町公共下水道条例の一部改正については、水質適合のための除害施設の設置等について規定する第23条において、国の基準のとおり具体的に列記している第1号から第34号までの基準を、第1号に

一括して、下水道法施行令第9条の4第1項各号に掲げる特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準どおりとする規定に改めるものです。今後、この改正部分に係る国の基準が改正された場合は、条例を改正することなく、そのまま国の基準どおりの数値が適用されることとなります。なお、この条例は、公布の日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第19号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。  
これから議案第19号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を願います。  
[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第20 議案第20号 砥部町農業集落排水施設条例の一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第20議案第20号砥部町農業集落排水施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第20号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第20号砥部町農業集落排水施設条例の一部改正については、使用料の徴収について規定している第7条において、現在の徴収方法に沿った規定とするため、納入通知書又は集金の方法を納付書に改めるものです。なお、この条例は、公布の日から施行されることとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第20号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第 20 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。再開は 10 時 45 分です。

午前 10 時 31 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

~~~~~

日程第 21 議案第 21 号 平成 26 年度砥部町一般会計補正予算(第 6 号)

日程第 22 議案第 22 号 平成 26 年度砥部町とべの館特別会計補正予算(第 1 号)

(各常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 再開いたします。日程第 21 議案第 21 号及び日程第 22 議案第 22 号の平成 26 年度補正予算 2 件を一括議題といたします。本案について、委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 産業建設常任委員会に付託されました、補正予算 2 件について、審査の結果をご報告申し上げます。まず、議案第 21 号平成 26 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、農業費では、27 年度に実施予定の青年就農給付金の一部を、26 年度に前倒しして実施するため、375 万円増額しています。この対象者は 4 名とのことです。林業費では、県が実施する広域林道万年鶴崎線整備事業に対する町の負担金 291 万円を追加しています。また、県森林土木協会負担金を 1 万 6 千円増額しています。商工費では、地域住民生活等緊急支援のための交付金を財源として、自動車購入に係る経費 131 万 3 千円を追加しています。これは、峡の館への農産物等の出荷が困難な高齢者のために、農産物を集荷するための軽貨物自動車を購入し、指定管理者に無償で貸与するもので、維持管理に要する経費は指定管理者が負担するとのことです。なお、この自動車の運用については、指定管理者である砥部町産業開発公社の役員会や出荷組合協議会で協議していくとのことです。土木費では、県道大平砥部線や広田双海線などの県営事業の確定に伴い、町の負担金を 499 万 8 千円増額しています。また、高市区での NHK の共聴ケーブル光化工事の延期に伴い、町営住宅の工事費 72 万円を減額しています。以上のほか、財源組替がなされています。また、繰越明許費では、町道矢取八倉線道路改良工事 2,260 万円や町営住宅川下団地外部補修工事 1,652 万 4 千円など 13 件の事業を計上しています。次に、議案第 22 号平成 26 年度砥部町とべの館特別会計補正予算第 1 号については、売店売上 2 千円、繰越金 904

万7千円、基金預金利子1万4千円を財源として、とべの館運営基金積立金を906万3千円増額するものです。この積立により、運営基金の総額は、1億7,796万9千円となるということです。なお、基金の処分に関する質疑に対して、砥部の館の管理運営だけでなく、とべ温泉など観光の振興にかかる経費の財源に充てることもできるとの答弁がありました。以上、議案第21号及び第22号の2議案については、いずれも適正な補正がなされているものと認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 森永厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（森永茂男） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第21号平成26年度砥部町一般会計補正予算第6号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、社会福祉費関係では、福祉基金積立金を2万2千円増額、高齢者生活福祉センターの燃料費と光熱水費の不足分63万5千円を増額し、砥部老人憩いの家の浴槽にかかる修繕料76万1千円を減額しています。また、以前の老人保健医療において、医療機関からの不正及び不当な請求による医療給付費の返還金があったため、県負担金分の返還金44万3千円を追加しています。衛生費、保健衛生費関係では、病院群輪番制市町負担金を22万3千円増額しています。教育費関係では、高市区でのNHKの共聴ケーブル光化工事の延期に伴い、教職員宿舎、山村留学センター、高市小学校の負担金あわせて24万円を減額しています。また、坂村真民記念基金積立金を107万9千円増額し、ひろた町民グラウンド改修工事費を500万円減額、陶街道ゆとり公園グラウンドゴルフ場整備工事費を2,230万円減額しています。以上のほか、財源組替がなされています。また、繰越明許費では、陶街道ゆとり公園グラウンドゴルフ場整備工事4,995万9千円を計上しています。以上、補正内容は適正と認められ、よって、議案第21号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（平岡文男） 西村総務常任委員長。

○総務常任委員長（西村良彰） 総務常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第21号平成26年度砥部町一般会計補正予算第6号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務管理費では、公共施設更新準備基金積立金を1億6,337万2千円、地域の元気臨時交付金基金積立金を2千円増額、地方版総合戦略策定に係る経費1,000万円を増額、社会保障・税番号制度導入に伴う業務系システム改修に係る経費を1,137万円増額、プレミアム付商品券の発行に係る経費1億740万7千円を追加、広田地域の活性化についての調査検討業務やデマンドタクシー実証運行業務の委託料948万3千円を追加しています。また、高尾田集会所の年度内の完成が見込めないため、自治総合センター助成金1,500万円を一般財源に組み替え、補助金を1,500万円増額しています。選挙費では、衆議院議員選挙の不用額203万4千円を減額しています。消防費では、伊予消防等事務組合負担金を3,571万2千円減

額しています。主なものは、本部経費の減額や、砥部消防署と広田出張所経費の減額です。以上のほか、財源組替がなされています。次に、歳入については、2億5,025万6千円の増額となっています。主なものは、地方交付税を2,357万5千円増額、国庫支出金を6,413万9千円増額、財産収入を7,100万2千円増額、繰越金を1億418万4千円増額し、諸収入を1,236万5千円減額しています。また、繰越明許費では、集会所整備事業費補助金2,866万2千円や、国の補正予算に伴う地方版総合戦略策定事業1,000万円、地域消費喚起事業1億740万7千円など5件の事業を計上しています。債務負担行為補正では、番号制度導入に伴う業務系システム改修に対する27年度の債務負担行為589万7千円を廃止しています。地方債補正では、ひろた町民グラウンド改修工事費の減額により、過疎対策事業債の限度額を500万円減額しています。以上、補正内容は適正と認められ、よって、議案第21号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行いたいと思います。議案第21号平成26年度砥部町一般会計補正予算第6号については、討論を行います。討論はありますか。

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第21号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号平成26年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありますか。

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第22号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決をされました。

~~~~~

日程第23 議案第23号 平成27年度砥部町一般会計予算

日程第24 議案第24号 平成27年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第25 議案第25号 平成27年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第 26 議案第 26 号 平成 27 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 27 号 平成 27 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 28 議案第 28 号 平成 27 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 29 議案第 29 号 平成 27 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 30 議案第 30 号 平成 27 年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第 31 議案第 31 号 平成 27 年度砥部町公共下水道事業会計予算
- 日程第 32 議案第 32 号 平成 27 年度砥部町水道事業会計予算

(予算特別委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(平岡文男) 日程第 23 議案第 23 号から日程第 32 議案第 32 号までの平成 27 年度当初予算 10 件を一括議題といたします。本案について、委員長の報告を求めます。松崎予算特別委員長。

○予算特別委員長(松崎浩司) 予算特別委員会に付託されました、議案第 23 号から議案第 32 号までの平成 27 年度の各会計の当初予算 10 件について、審査の結果をご報告申し上げます。去る 3 月 9 日、11 日、12 日、13 日の 4 日間、町長をはじめ各担当課長等の出席を求めて、当特別委員会を開催いたしました。審査にあたっては、総務、厚生文教、産業建設の各常任委員会の所管単位に、それぞれ担当課長から所管の費目について説明を受けた後、質疑を行い、慎重に審査した結果、議案第 23 号から議案第 32 号までの 27 年度の各会計の当初予算 10 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で各委員から出されました質疑、意見等について、十分に意を用いられ、今後の予算執行や町政運営に当たられるよう申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(平岡文男) お諮りします。本案については、質疑及び討論を省略して、採決は 1 件ずつ行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(平岡文男) 異議なしと認めます。よって、本案は質疑及び討論を省略して、採決は 1 件ずつ行うことに決定をいたしました。

議案第 23 号平成 27 年度砥部町一般会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長(平岡文男) 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第 24 号平成 27 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長(平岡文男) 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 24 号は、委員



長の報告のとおり可決されました。

議案第 25 号平成 27 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 26 号平成 27 年度砥部町介護保険事業特別会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第 27 号平成 27 年度砥部町とべの館特別会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 28 号平成 27 年度砥部町とべ温泉特別会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 29 号平成 27 年度砥部町農業集落排水特別会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 30 号平成 27 年度砥部町浄化槽特別会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 31 号平成 27 年度砥部町公共下水道事業会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 32 号平成 27 年度砥部町水道事業会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 33 請願第 1 号 手話言語法(仮称)の早期制定を求める意見書の提出を求めることについて

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第 33 請願第 1 号手話言語法仮称の早期制定を求める意見書の提出を求めることについてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。森永厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（森永茂男） 厚生文教常任委員会に付託されました、請願第 1 号手話言語法(仮称)の早期制定を求める意見書の提出を求めることについて、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、あらゆる場での手話による情報の提供やコミュニケーションが保障され、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使えるようにするとともに、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を実現するため、砥部町議会として、手話言語法(仮称)の早期制定を求める意見書を、国及び政府に対し、提出することを求めるものです。採決の結果、請願第 1 号は、採択すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。これから請願第 1 号の採決を行います。請願第 1 号に対する委員長の報告は採択です。請願第 1 号を採択することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長(平岡文男) 起立多数でございます。ご着席ください。よって、請願第1号は、採択とすることに決定をいたしました。

ここでしばらく休憩をいたします。休憩時間を利用して、全員協議会を開催したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

午前11時13分 休憩

午後1時38分 再開

~~~~~

日程第34 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第35 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(説明、採決)

○議長(平岡文男) 再開いたします。日程第34 諮問第1号及び日程第35 諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件を一括議題といたします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長(佐川秀紀) 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成27年3月18日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町高尾田1087番地。氏名、中川文枝。生年月日、昭和22年2月8日。提案理由、中川文枝委員は、平成27年6月30日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため提案するものでございます。

諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成27年3月18日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町満穂250番地。氏名、松永久富。生年月日、昭和35年3月21日。提案理由、松永久富委員は、平成27年6月30日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため提案するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(平岡文男) お諮りします。本件については質疑及び討論を省略して採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長(平岡文男) 異議なしと認めます。よって本件は質疑及び討論は省略して採決することに決定いたしました。

まず諮問第1号の採決を行います。諮問第1号は適任であると答申することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

[起立多数]

○議長(平岡文男) 起立多数です。ご着席ください。よって、諮問第1号は、適任で

あると答申することに決定をいたしました。

次に諮問第2号の採決を行います。諮問第2号は適任であると答申することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、諮問第2号は、適任であると答申することに決定をいたしました。

~~~~~

### 日程第36 伊予市外二町共有物組合議会議員の選出

○議長（平岡文男） 日程第36 伊予市外二町共有物組合議会議員の選出を議題とします。当該組合議会議員を選出するため、選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることと決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長によって指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、議長によって指名することに決定をしました。伊予市外二町共有物組合議会議員に小西昌博君、森永茂男君、政岡洋三郎君、山口元之君、土居英昭君、橋本敏彦君を指名します。お諮りします。ただいま、議長が指名した方を当選人と定めることにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました方が、当選されました。小西昌博君、森永茂男君、政岡洋三郎君、山口元之君、土居英昭君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。なお、橋本敏彦君については、別途文書をもって告知することにいたします。

~~~~~

### 日程第37 議員派遣

○議長（平岡文男） 日程第37 議員派遣についてを議題とします。お諮りします。5月に開催予定の議会報告会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、全議員を派

遣することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま佐川町長から、報告第1号、議案第33号及び議案第34号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、報告第1号、議案第33号及び議案第34号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~

### 追加日程第1 報告第1号 平成27年専決処分第1号の報告について

(26 砥建改第1号生活道路八倉竹ノ下線道路改良工事請負契約に係る変更契約の締結について)

(報告)

○議長（平岡文男） 追加日程第1報告第1号平成27年専決処分第1号の報告についてを議題といたします。本件について報告を求めます。白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） 報告第1号平成27年専決処分第1号の報告について説明させていただきます。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について。別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。平成27年3月18日提出、砥部町長佐川秀紀。別紙専決第1号の裏面をお願いいたします。工事変更請負契約を締結する専決処分でございます。工事番号及び工事名は、26 砥建改第1号生活道路八倉竹ノ下線道路改良工事で、第1条として、請負代金を127万9,400円増額したものでございます。契約日は平成27年3月13日でございます。報告第1号の資料をお願いいたします。1、契約金額は127万9,400円の増額により、7,144万7千円でございます。2、契約の相手方は伊予市の株式会社伊予ブルドーザー建設でございます。3、変更の理由は、起業地の表土が予定より厚く、盛土材として使用できないため、発生土等運搬処分費を追加するため、工事請負契約の増額変更をするものでございます。4、請負額の変更は、表のとおりでございます。以上ご報告申し上げます。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

### 追加日程第2 議案第33号 砥部町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する 条例の一部改正について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 追加日程第2議案第33号砥部町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 議案第33号砥部町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年3月18日提出、砥部町長佐川秀紀。砥部町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を次のように改正する。本則第2号を次のように改める。（2）愛媛県農業共済組合。附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。提案理由といたしまして、平成27年4月1日付で、伊予喜多農業共済組合が合併することに伴い、名称が、愛媛県農業共済組合に変更されるため、提案するものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第33号の採決を行います。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 追加日程第3 議案第34号 砥部町・広田村新町建設計画の変更について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 追加日程第3議案第34号砥部町・広田村新町建設計画の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは砥部町・広田村新町建設計画の変更について、ご説明をさせていただきます。お手元に議案書をお願いをいたします。議案第34号砥部町・広田村新町建設計画の変更について。砥部町・広田村新町建設計画の一部を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律昭和40年法律第6号第5条第7項の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月18日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に関する地方債の特

例に関する法律の一部が改正され、地方債を起すことができる期間が延長されたため、提案するものでございます。それでは計画書につきまして、新旧対照表でご説明をさせていただきます。議案第34号の資料1をお手元にお願いをいたします。新旧対照表の1ページをお願いいたします。表面でございます。全体的なところで、合併後の範囲を本地域から新町という表現に、統一的に変更をしております。基本的な考え方、方針についての変更はございません。現時点、時点修正による数値等の置き換え、それに関連する修正が主な内容となっております。まず一番上の目次でございますが、計画が10年間から15年間に変更することに伴いまして、財政計画を5年毎、前期、後期としていたものを、5年毎に前期、中期、後期としていることの変更でございます。次の序章でございますけれども、平成12年の状況を22年に置き換えるなどの時点修正、計画期間の修正を行いました。1番下の段から新旧対照表18ページまでは、第1章についての新旧対比でございます。ここでは2町村の概要について記述しております。2ページ3ページをお願いをいたします。土地面積の状況、人口、世帯の推移、そして3ページの世帯、人口動向。続きまして4ページ5ページをお願いをいたします。年齢別人口、そして5ページの通勤・通学、昼夜間人口の状況について、12年度の状況を22年度に置き換え、または平成22年の状況を追加する等の数値の修正を行っております。6ページ7ページをお願いいたします。産業・就業構造では、12年度の状況を22年度に置き換えるなど、数値の修正を行っております。それと、2町村内の総生産額の推移表と、7ページの就業構造の記述、業種別就業者数の推移の表に平成22年の状況を追加いたしました。8ページ9ページをお願いをいたします。市町村合併による近隣市町の名称の変更。社会基盤整備状況といたしまして、道路整備の状況。9ページの上水道整備の状況について、最新の状況に修正をいたしました。10ページ11ページをお願いいたします。社会基盤整備状況といたしまして、下水道の状況、廃棄物処理の状況と、11ページの公共的施設の状況として、学校施設の状況について、最新の状況に修正をいたしました。12ページ13ページをお願いいたします。公共施設の状況として、保健・医療・福祉施設の状況。13ページでは生涯学習関連施設の状況について、最新の状況に修正をいたしました。14ページ15ページをお願いいたします。郷土文化といたしまして、文化財の状況、行財政の状況といたしまして、行政職員数、議員数、15ページでは財政の状況について、最新の状況に修正をいたしました。16、17ページをお願いいたします。ここでは財政の状況の続きでございますが、15年度以降の財政状況につきまして、それぞれ追加いたしました。17ページでは広域行政では、市町村合併等に伴い、一部事務組合の構成市町等を修正をいたしました。18、19ページをお願いいたします。2町村の特性とまちづくりの課題では、文章の表現を統一いたしました。19ページは、第2章についての対比でございます。2章関連計画の概要では、第五次愛媛県長期計画を、第六次の計画に修正をいたしました。また、第4次松山地区広域市町村圏計画につきましては、廃止となっておりますので、廃止の経緯を追加いたしました。20ページ21ページをお願いいたしま

す。ここから第3章についての新旧対比でございます。人口について、国の動向、愛媛県の動向、そして新町の見通しについて、現在の状況と将来の推計値を修正をいたしました。22、23 ページをお願いいたします。世帯の状況、就業者数の状況について、将来予測数値を修正いたしました。23 ページの一番下の基本目標からは、第4章についての新旧対比でございます。この章では、新町の将来像、基本目標、新町の戦略、土地利用についての記述をしております。24 ページ 25 ページをお願いいたします。24 ページの真ん中のところでございますが、第3節、新町戦略プロジェクトの重点事業に、総合福祉センターの建築を追加いたしました。一番下の段でございますが、③子育て支援・児童福祉の充実からは、第5章の新旧対比でございます。この章では、施策の体系、分野別の主要事業について記述をしております。主に時点修正による事業費等の修正等を行っております。26、27 ページをお願いいたします。一番上の主要事業の概要の①道路網の整備に、県事業の県道大平砥部線の改良と公園橋改良を追加いたしました。また、真ん中どころでございますけれども、主要事業の概要の④生涯学習施設の整備では、中央公民館の改修を中央公民館、体育館耐震補強・大規模改修事業に修正をいたしました。その他、県事業の追加、時点修正による事業費の修正を行っております。28、29 ページをお願いいたします。28 ページの上段でございますが、第6章についての新旧対比でございます。新町における愛媛県事業の推進について県との調整により県事業について修正等を行いました。下の段につきましては、第7章についての新旧対比でございますが、公共施設の適正配置と総合整備方針について、ひろた交流センターが建設されたことにより、記述の修正を行いました。29 ページからは第8章についての新旧対比でございます。この章では、財政計画について記述をしております。時点修正により、平成17年度から21年度までの前期を実績に修正いたしました。平成22年度から26年度までを中期といたしまして、25年度までを実績。26年度以降につきましては、予測で修正をいたしております。新旧対比につきましては以上でございます。続きまして、実施事業につきましても説明をさせていただきます。新町建設計画実施事業一覧表、議案第34号の資料2でございます。こちらの方をお手元にご用意をお願いいたします。まず1ページから4ページまでが町の事業でございます。そして5ページが町内における県の事業でございます。事業が完了したもの、事業実施の見通しなどにより計画から外すもの、継続して実施するもの、そして新たに追加するものもまとめた表でございます。事業が完了していないものにつきましては、基本的には継続で残しております。事業実施方法を変更したもの、実施の可能性が極めて低いものにつきましては、削除をしております。現計画から削除するもの、そして追加するものにつきましても、ご説明をさせていただきます。順を追って説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。削除するものがございますが、2番の砥部町防災行政無線でございます。そして5番の庁舎増築整備。6番の広田村議場改装事業。8番の光ケーブル整備。9番の文書管理システム整備。10番の統合型GIS整備。2ページをお願いいたします。26番の仙波多目的集会施設整備。



30 番の団体営中山間総合整備事業。32 番の基盤整備促進事業。36 番の県単土地改良事業。3 ページをお願いいたします。46 番の長曾池管理棟改修。48 番の交流ふるさと研修の宿改修。52 番の合併浄化槽設置整備事業。64 番の地区公民館建設事業。4 ページをお願いいたします。69 番の農業集落排水資源循環統合補助事業。以上が削除でございます。続きまして追加でございますが、3 件ございます。70 番から 72 番まで。70 番の中央公民館、体育館耐震補強・大規模改修事業。そして 71 番の総合福祉センター建築事業。そして 72 番の農業集落排水事業の機能診断等の事業でございます。この 3 件が追加でございます。続きまして 5 ページをお願いいたします。町内における県の事業でございます。県事業に関しましては、県の主管課に照会して作成をしております。削除するものとして、4 番の県営一般農道整備事業。それと 11 番の県営地すべり防止施設補修事業。この 2 件につきましては、計画に位置付けられておらず、削除とさせていただきます。追加するものでございますが、現在町内で実施している事業、また計画があるものなど、13 番から 21 番までの 9 事業を追加いたします。20 番の農山漁村地域整備交付金水利施設整備事業につきましては、既に完了した事業ではございますが、実績として追加するものでございます。説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第 34 号の採決を行います。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま、面岡議会運営委員長から発議第 1 号及び発議第 2 号が、森永厚生文教常任委員長から発議第 3 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 4 から追加日程第 6 として、議題にしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、発議第 1 号から発議第 3 号を追加日程第 4 から追加日程第 6 として、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第4 発議第1号 砥部町議会委員会条例の一部改正について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長(平岡文男) 追加日程第4発議第1号砥部町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。面岡議会運営委員長。

○議会運営委員長(面岡利昌) 発議第1号砥部町議会委員会条例の一部改正について説明をいたします。上記の議案を次のとおり砥部町会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成27年3月18日提出、砥部町議会議長平岡文男様。砥部町議会運営委員長面岡利昌。砥部町議会委員会条例の一部を改正する条例。砥部町議会委員会条例平成17年砥部町条例第155号の一部を次のように改正する。第20条中教育委員会の委員長を、教育委員会の教育長に改める。附則、この条例は、平成27年4月1日において現に在職する教育長が欠けた日又は平成29年2月19日のいずれか早い日から施行する。提案理由、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と併せ、地方自治法第121条長及び委員長等の出席義務が改正されたため、所要の改正を行うものである。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。失礼しました。訂正します。平成29年2月17日のいずれか早い日からというふうに訂正をいたします。

○議長(平岡文男) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(平岡文男) 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長(平岡文男) 討論なしと認めます。  
これから発議第1号の採決を行います。発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。  
[起立多数]

○議長(平岡文男) 起立多数です。ご着席ください。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第5 発議第2号 砥部町議会会議規則の一部改正について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長(平岡文男) 追加日程第5発議第2号砥部町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。本案について、趣旨説明を求めます。面岡議会運営委員長。

○議会運営委員長(面岡利昌) 発議第2号砥部町議会会議規則の一部改正についてを説明します。上記の議案を次のとおり砥部町会議規則第14条第3項の規定により提出し

ます。平成 27 年 3 月 18 日提出、砥部町議会議長平岡文男様。砥部町議会運営委員長面岡利昌。砥部町議会会議規則の一部を改正する規則。砥部町議会会議規則平成 17 年砥部町議会規則第 1 号の一部を次のように改正する。第 39 条第 2 項を削り、同条第 3 項中又は第 1 項の委員会の付託を削り、同項を同条第 2 項とする。第 51 条第 1 項中起立してを挙手してに改め、同条第 2 項中起立してを挙手してに、先起立者を先挙手者に改める。第 100 条及び第 110 条中、第 39 条第 3 項の規定にかかわらずを削る。附則、この規則は、公布の日から施行する。提案理由、議案等の説明、質疑及び委員会付託に関する条文の整理を行うとともに、発言の要求に関する規定について所要の整備を行うものであります。よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。  
これから、発議第 2 号の採決を行います。発議第 2 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。  
[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 追加日程第 6 発議第 3 号 手話言語法(仮称)の早期制定を求める意見書提出について (説明、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 追加日程第 6 発議第 3 号手話言語法(仮称)の早期制定を求める意見書提出についてを議題といたします。本案について、趣旨説明を求めます。森永厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（森永茂男） 発議第 3 号手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書提出について。上記の議案を、次のとおり砥部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。平成 27 年 3 月 18 日提出、砥部町議会議長平岡文男様。砥部町議会厚生文教常任委員長森永茂男。提案理由、手話は、聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。国は、平成 28 年 3 月に改正された障害者基本法において、全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定め、国及び地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化施策を義務づけている。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手

話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備の実現が必要であると考え、国に対して、手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書を提出するものである。なお、意見書につきましては、裏面のとおりでございます。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。すみません。日にちの訂正をいたします。提案理由の中で、国は平成23年8月に改正された障害者基本法において、と訂正いたします。よろしくお願ひします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから発議第3号の採決を行います。発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願ひます。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了いたしました。会議を閉じます。町長、ご挨拶をお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様にはご多忙の中、2月24日から今日までの23日間にわたり、終始熱心なご審議を賜り、全議案につきましてご議決くださいましたことに対しまして、心からお礼申し上げます。ご議決いただきました補正予算、当初予算の執行に当たりましては、限られた経費をもって最大の効果を得るべく、職員一丸となり、事務事業を執行してまいりたいと思ひます。また、会期中に承りました様々なご指摘、ご指導は、これからの町政運営、行政事務遂行に活かしてまいりたいと思ひます。町民の皆様が幸せを感じ、心優しく笑顔で過

ごすことができるよう、全力で取り組んでまいりますので、一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平岡文男） 以上をもって、平成 27 年第 1 回砥部町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時 18 分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員

# 資 料

## 平成 27 年第 1 回砥部町議会定例会 常任委員会付託案件表

### 【総務常任委員会付託議案】

- 議案第 6 号 砥部町行政手続条例の一部改正について
- 議案第 8 号 砥部町地域審議会条例の一部改正について
- 議案第 21 号 平成 26 年度砥部町一般会計補正予算(第 6 号)

### 【厚生文教常任委員会付託議案】

- 議案第 1 号 砥部町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 砥部町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 砥部町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 議案第 5 号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 7 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について
- 議案第 10 号 砥部町立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例の一部改正について
- 議案第 11 号 砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正について
- 議案第 12 号 砥部町保育所条例の一部改正について
- 議案第 13 号 砥部町広田保育所条例の一部改正について
- 議案第 14 号 砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正について
- 議案第 15 号 砥部町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 議案第 16 号 砥部町介護保険条例の一部改正について
- 議案第 17 号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 18 号 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 21 号 平成 26 年度砥部町一般会計補正予算(第 6 号)

### 【産業建設常任委員会付託議案】

- 議案第 9 号 砥部町手数料条例の一部改正について
- 議案第 19 号 砥部町公共下水道条例の一部改正について
- 議案第 20 号 砥部町農業集落排水施設条例の一部改正について
- 議案第 21 号 平成 26 年度砥部町一般会計補正予算(第 6 号)
- 議案第 22 号 平成 26 年度砥部町とべの館特別会計補正予算(第 1 号)



平成27年2月24日

予算特別委員会 委員名簿

| 役 職     | 氏 名     |
|---------|---------|
| 委 員 長   | 松 崎 浩 司 |
| 副 委 員 長 | 西 村 良 彰 |
| 委 員     | 小 西 昌 博 |
| 委 員     | 古 川 孝 之 |
| 委 員     | 菊 池 伸 二 |
| 委 員     | 佐々木 隆 雄 |
| 委 員     | 森 永 茂 男 |
| 委 員     | 面 岡 利 昌 |
| 委 員     | 大 平 弘 子 |
| 委 員     | 政 岡 洋三郎 |
| 委 員     | 山 口 元 之 |
| 委 員     | 井 上 洋 一 |
| 委 員     | 土 居 英 昭 |
| 委 員     | 中 島 博 志 |
| 委 員     | 平 岡 文 男 |
| 委 員     | 三 谷 喜 好 |

## 手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手指や体の動き、表情を使う独自の語彙や文法体系であらわす言語であり、「音声聞こえない」「音声で話すことができない」など、聴覚や音声・言語機能に障害を有する者にとって、日常生活や社会生活を営む上で手話は情報の取得・利用とコミュニケーションの手段として大切に守られてきたところである。

平成23年8月に改正された「障害者基本法」第3条において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明確に位置づけられており、また、同法第22条には、国及び地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化施策を義務づけているところである。

事実、近年、さまざまなシンポジウムや行政主催の各種行事等においても、手話通訳者の存在が多く見受けられるようになっており、また、本県においても、3年後の全国障害者スポーツ大会の本県開催に備え、手話の普及や手話通訳者の育成に配慮しているなど、ノーマライゼーション社会実現のため、手話の重要性は、極めて大きい。

しかしながら、現行の規定だけでは、音声言語中心の社会から、「聴覚障害者等がいつでもどこでも情報が得られる暮らしやすい社会」へと変革を推進するには、不十分であると言わざるを得ない。

このため、手話が音声言語としての日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場等あらゆる場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、自由に手話ができる社会環境の整備、さらには、手話を言語として普及・研究できる環境の整備を実現するため、手話に関する施策も含めた個別法の整備が必要となっている。

よって、国においては、手話言語法（仮称）を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月18日

愛媛県砥部町議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣